

- (1) 名称
株式会社うるぎホープ
- (2) 主たる事務所の所在地
下伊那郡売木村1821番地 3
- 2 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第675号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
長野市
- (2) 主たる事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1613番地

2 指定期間

平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

スポーツ課

長野県教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県望月少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
信州リゾートサービス株式会社
- (2) 主たる事務所の所在地
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野210番地

2 指定期間

平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県阿南少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
阿南町

- (2) 主たる事務所の所在地
下伊那郡阿南町東條58番地 1
- 2 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県宮上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県教育委員会

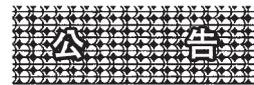
1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
上田市
上田市大手一丁目11番16号
- (2) 主たる事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号

2 指定期間

平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

スポーツ課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月19日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月 9 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チャレンジクラブ
- 3 代表者の氏名
大日方 尚
- 4 主たる事務所の所在地
長野市上松5丁目13番71号
- 5 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、知的および身体に障害を持つ人およびその家族に対して、社会生活を営む上で必要な福祉の向上に関する事業を行い、より良い社会参加と社会生活の実現に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害を持つ人およびその家族に対して、社会生活を営む上で必要な福祉の向上に関する事業を行い、より良い社会参加と社会生活の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐久相生町店

佐久市岩村田字観音堂2119-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友野沢店

佐久市野沢字1-315-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局(株)	松本 忠久	茨城県つくば市天久保2-17-5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
ウエルシア介護サービス(株)	永田 久幸	茨城県つくば市稲荷前8-1

4 変更した年月日

平成26年5月1日ほか

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501-1

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成19年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友真田店
上田市真田町本原614-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成27年5月12日
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友岡谷北店
岡谷市赤羽3-7658-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成27年5月12日
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友茅野横内店
茅野市ちの字本田2622-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

- 4 変更した年月日
平成27年5月12日
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友諏訪城南店
諏訪市上川2-2061ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

- 4 変更した年月日
平成27年5月12日
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友諏訪湖南店
諏訪市湖南南真志野3585-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成27年5月12日
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友富士見店
諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
(株)プラザクリエ イトイメージン グ	大島 康広	東京都千代田区九段南 4-7-13

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)プラザクリエイトストアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10

- 4 変更した年月日
平成26年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友伊那竜東店
伊那市伊那部上新田2709ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デイクス	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成27年5月12日
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウン箕輪
上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501-1
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成19年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友かなえ店
飯田市鼎下山550ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成27年5月12日
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町1-9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂14637-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

株式会社三洋堂書店

愛知県名古屋瑞穂区新開町18-22

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1
(株)三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋昭和区川名山町1-74

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋瑞穂区新開町18-22

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1
(株)三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋昭和区川名山町1-74

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋瑞穂区新開町18-22

4 変更した年月日

平成24年6月26日ほか

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友塩尻野村店

塩尻市広丘野村字桔梗ヶ原1787-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デिकास	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平岡 正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンとよしな
安曇野市豊科南穂高774-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事株式会社
松本市笹部2-2-22
望月伸泰
安曇野市豊科南穂高805-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1
望月 伸泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
望月 伸泰	-	安曇野市豊科南穂高805-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1
(株)プラザクリエイトイメージング	大島 康広	東京都千代田区九段南4-7-13

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)プラザクリエイトストアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10

- 4 変更した年月日
平成25年11月5日ほか
- 5 届出年月日
平成28年3月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月19日から平成29年4月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高店

安曇野市穂高5626-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友笹部店

松本市笹部1-606-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出

出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友松川店

北安曇郡松川村字東川原5723-11ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項に
おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり
公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友長野北店

長野市檀田2-19-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項に
おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり
公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友南長野店

長野市稲里町中央4-8-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項に
おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとお
り公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三本柳店

長野市三本柳東2-8

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項に
おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとお
り公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊勢宮店

長野市伊勢宮 2-27-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽 2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽 2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽 2-1-1

4 変更した年月日

平成27年 5月12日

5 届出年月日

平成28年 3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年 4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日
付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項に
おいて準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとお
り公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師寺堂1813-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽 2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽 2-1-1
(株)パレモ	小田 保則	愛知県稲沢市天池五反 田町 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽 2-1-1
(株)パレモ	吉田 馨	愛知県稲沢市天池五反 田町 1

4 変更した年月日

平成27年 2月 1日ほか

5 届出年月日

平成28年 3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年 4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日
付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項に
おいて準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとお
り公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項に
おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとお
り公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

千曲市大字上山田神戸880-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1- 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1- 1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第
1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項に
おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとお
り公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友更埴栗佐店

千曲市栗佐1201ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成27年5月12日

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県長野地方事務所商工観光課産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字西篠枝垂桜405-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
スティーブン・ヘイズ・デ イカス	上垣内 猛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び
に代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘ イズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局(株)	松本 忠久	茨城県つくば市天久保 2-17-5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
ウエルシア関東 (株)	池野 隆光	東京都千代田区外神田 2-2-15

4 変更した年月日

平成26年4月1日ほか

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振
興室又は長野県北信地方事務所商工観光課産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
井沢清人	小諸市西原988	小諸市大字西原字ヤチ田285-1ほか1筆
株式会社色彩食そらや	東御市下之城1323-2	北佐久郡立科町大字芦田字中薦連4557ほか7筆
金澤正明	上田市殿城2085	上田市殿城字片山2133-1ほか78筆
塩澤好次	上田市五加1308	上田市五加字前沖350ほか2筆
曲尾道雄	上田市五加146-イ-1	上田市本郷字上本郷329
北沢孝男	上田市本郷157	上田市本郷字中本郷728-3
特定非営利活動法人エリスン	上田市本郷592-11	上田市前山字虚空蔵2410ほか3筆
上野敬之	上田市小泉2337	上田市中野字和手928
室賀和也	上田市中野864-1	上田市中野字鍛冶屋敷868ほか3筆
有限会社ムラヤマ	上田市下之郷199	上田市下之郷字東原田1457-1ほか10筆
山田勝	上田市下之郷180-1	上田市下之郷字雲雀1181-1ほか1筆
安藤健一	上田市前山471	上田市新町字中村202ほか14筆
若林和夫	上田市中野459	上田市中野字和手1006ほか2筆
斉藤喜美男	上田市下之郷109	上田市下之郷字雲雀1245
皆瀬斗武	上田市古安曾1850	上田市古安曾字柳沢沖2815-1ほか4筆
神林芳久	上田市殿城409	上田市殿城字氷沢2080-1ほか21筆
農事組合法人塩之目	茅野市豊平5841-1	茅野市豊平字塩ノ目5985-1ほか4筆
中島剛司	茅野市湖東1127	茅野市湖東字中之道北9785-1ほか6筆
牛山廣幸	茅野市湖東2955	茅野市湖東字北沢2926-イほか3筆
原猛	駒ヶ根市上穂北28-7	駒ヶ根市赤穂1099-1ほか2筆
農事組合法人たつの営農	上伊那郡辰野町大字樋口2197-1	上伊那郡辰野町大字上島字渡戸501ほか71筆
中村良治	上伊那郡辰野町大字小野2351-2	上伊那郡辰野町大字小野字松原2144ほか22筆
石川明	上伊那郡辰野町大字赤羽114-10	上伊那郡辰野町大字辰野字唐木沢154ほか7筆
根橋友和	上伊那郡箕輪町大字東箕輪2636-2	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字山の田3848ほか9筆
北原進	上伊那郡箕輪町大字中箕輪6163-2	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字一の宮16370ほか2筆

農事組合法人みのお営農	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10500-7	上伊那郡箕輪町大字東箕輪字一の坪1359ほか4筆
和田昇	北安曇郡松川村4360-13	北安曇郡松川村字本神戸4143-1ほか9筆
佐山隆一	北安曇郡松川村4376-1	北安曇郡松川村字南神戸5055-13ほか1筆
溝口和康	北安曇郡松川村4387-12	北安曇郡松川村字南神戸5055-46ほか1筆
有限会社ティーエム	北安曇郡白馬村大字神城17357	北安曇郡白馬村大字神城20110ほか2筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成28年12月19日

農村振興課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合の役員について、次のとおり就任の届出がありました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

	氏名	住所
理事長	小口 学	塩尻市大字広丘郷原1255番地1
副理事長	南原 勝幸	塩尻市大門並木町7番9号
副理事長	鈴森 隆文	塩尻市大字大門1079番地215
理事	山下 武男	塩尻市大字大門1079番地
理事	中村 慶一	塩尻市大字大門1079番地97
理事	西窪 正治	塩尻市大字宗賀71番地21
理事	小口 剛雄	塩尻市大字広丘郷原729番地1
監事	倉沢 明	塩尻市大字広丘高出1496番地66
監事	中川 靖敏	塩尻市大字広丘郷原669番地

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類
中野都市計画用途地域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び中野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画事業の種類及び名称
上田都市計画道路事業 3・6・26号中常田新町線
- 施行者の名称
長野県
- 事務所の所在地
上田建設事務所(上田市材木町1-2-6)
- 事業地の所在
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画道路事業 3・4・6号岡谷川岸線
- 施行者の名称
長野県
- 事務所の所在地
諏訪建設事務所(諏訪市上川1丁目1644の10)
- 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成25年関東地方整備局告示第280号の事業地のうち川岸上三丁目及び、川岸中一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

公告

長野県上水内郡鳥居川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年12月19日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆

理事

新任

氏名 住所
大草 敏郎 上水内郡信濃町大字平岡1524番地
山森 光夫 上水内郡信濃町大字富濃137番地1
丸山 善郷 上水内郡飯綱町大字古町739番地
近藤 寿和 上水内郡飯綱町大字黒川2186番地
井上 長茂 長野市豊野町石2242番地
弓本 幸蔵 長野市豊野町蟹沢2341番地
南沢 啓一 中野市大字上今井3309番地1
西沢 久男 中野市大字穴田804番地

重任

氏名 住所
小柳 伸一 上水内郡飯綱町大字普光寺690番地
青柳 市郎 上水内郡信濃町大字柏原2900番地1
渡辺 勝昭 上水内郡飯綱町大字倉井287番地1

退任

氏名 住所
小林 英教 上水内郡信濃町大字平岡1676番地
高橋 丁寿 上水内郡信濃町大字富濃375番地1
寺島 隆男 上水内郡飯綱町大字古町686番地7
田中 義兼 上水内郡飯綱町大字小玉599番地
田中 岩男 長野市豊野町石43番地
荻原 正直 長野市豊野町大倉2736番地3
林 紘一 中野市大字上今井3277番地
滝澤 誠一 中野市大字穴田1162番地

監事

新任

氏名 住所
風間 達観 上水内郡信濃町大字柏原18番地1
寺島 節夫 上水内郡信濃町大字穂波387番地
関 洋 上水内郡飯綱町大字赤塩1053番地31
関 正勝 長野市豊野町豊野2372番地
藤田 忠治 中野市大字上今井509番地1

重任

氏名 住所

大澤 保男 上水内郡信濃町大字古間1348番地1

退任

氏名 住所

平塚 俊男 上水内郡信濃町大字柏原111番地
常田 公雄 上水内郡信濃町大字穂波92番地
町田 健治 上水内郡飯綱町大字牟礼2802番地1
中山 和夫 長野市豊野町大字豊野1449番地
佐藤 実 中野市大字上今井806番地

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月19日

長野県木曾地方事務所長 増田 隆志

Table with 3 columns: 対象区域, 認定年月日, 対象区域等の縦覧場所. Content includes specific address ranges and dates.

建築住宅課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成28年2月9日から11月9日までの間に344機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成28年12月19日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 西沢昭子
同 鈴木清

平成28年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成28年度監査等基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則^{のっと}って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

平成27年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

全機関（344機関：一般会計・特別会計338機関、企業特別会計6機関）について、平成28年2月9日から11月9日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関344機関のうち、149機関については実地監査を、195機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
一般会計・特別会計			
本 庁	81	79	2
現 地 機 関	257	68	189
計	338	147	191
企業特別会計			
本 庁	1	1	0
現 地 機 関	5	1	4
計	6	2	4
合 計	344	149	195

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関344機関のうち、工事実施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち35機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,047件、契約金額で478億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：7.8%、抽出金額率：26.1%）。実施機関の一覧は、別表（*印箇所）のとおりです。

区 分	全 体 箇 所		う ち 監 査 実 施 箇 所	
	件 数	金 額（億円）	件 数	金 額（億円）
工 事	8,755	1,484.6	577	330.5
委 託	4,638	349.1	470	148.4
計	13,393	1,833.7	1,047	478.9
抽 出 率（%）	—	—	7.8	26.1

（注）第3の表中の【工事等監査】の表示は、本監査結果であることを示します。

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に向向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認などの方法により実施しました。

(5) 重点監査（テーマ別監査）は、「補助金に係る検査事務の状況について」及び「道路工事現場における情報提供について」の2点に焦点を当てて実施しました。

第2 監査の結果・意見の概要

1 監査の結果

監査の結果、一般会計・特別会計において、指摘事項が5件、指導事項が27件、検討事項が14件ありました。企業特別会計において、指導事項が1件ありました。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

(件数)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計
	指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項	計	指 導 事 項
収 入 事 務	3	3		6	
契 約 事 務		8	1	9	1
支 出 事 務	1	11	2	14	
補 助 金 事 務	1	1	2	4	
財 産 管 理 事 務		4	7	11	
そ の 他			2	2	
計	5	27	14	46	1

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

2 監査委員の意見

(件数)

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、38件（推奨事例を含む）ありました。

意見については、当該事項を所管する関係機関に対し、対応方針の回答を求めました。

	一般会計等	企業特別会計	計
意 見	27	0	27
推奨事例	9	2	11
計	36	2	38

3 特記すべき事項

(1) 大北森林組合等の補助金不適正受給について

県民の関心が非常に高い事項であるとともに、今後、多額の債権回収を要することから、監査委員として、随時、関係課からの聞き取りを行うなど状況把握に努めてきました。

ア 大北森林組合の補助金不適正受給

大北森林組合に対し、これまでに行った補助金返還請求の結果、債権総額は8億7,988万余円で、このうち返還済額は1,000万円（平成28年11月9日現在）となっています。

こうした状況を踏まえ、監査委員の意見（4件）として次の対応を求めています。（「第4 監査委員の意見」の「2 大北森林組合の補助金不適正受給に関する意見」参照）

① 債権の計画的かつ早期の回収等

債権の計画的な回収、加算金等付帯債権の取扱いの検討、「大北森林組合等の補助金不適正受給に係る国庫補助金返還等への対応について」の着実な実行

② 県民への説明責任

事案の概要や県の対応等に係る進捗状況等を、ホームページ等を活用して、県民向けにわかりやすく公表すること

③ 適切な担保

提供された担保の価値は2,500万円程度のため、債権額と大きな乖離がある。組合の経営状況を注視しながら、必要な増担保の提供を受けること

④ 林務部コンプライアンス推進行動計画の実践

イ 大北森林組合以外の補助金不適正受給

監査委員の意見（2件）として次の対応を求めています。（「第4 監査委員の意見」の「3 大北森林組合以外の補助金不適正受給に関する意見」参照）

① 収入未済の解消と早期の返還請求

収入未済となっている補助金（1団体：1,502万余円）の早期回収と、未請求の間接補助金（4市町村）の早期の返還請求

② 加算金の取扱いの検討

加算金未請求の2団体の取扱いにおいて、公平性・公正性を欠くことのない適切な対応

(2) 河川占用料及び道路占用料の未徴収について

占用料の未徴収事案の発見後、建設部においては、全建設事務所を対象として、占用料に係る徴収事務の未実施や徴収額の誤り等について一斉点検を行い、部をあげて全体像の把握に取り組みました。

この結果を含め、河川占用料の徴収事務の未実施については、指摘事項が1件（11機関）あり、徴収事務の未実施により生じた未徴収額（51,334,259円）の一部には、時効成立による徴収不能額（32,321,230円）も生じています。

次に、道路占用料の徴収事務の未実施については、指摘事項が1件（地下埋設ガス管：1機関、電線共同溝：5機関）あり、徴収事務の未実施により生じた未徴収額（23,007,435円）の一部には河川占用料と同じく、時効成立による徴収不能額（10,759,275円）も生じています。

他に、道路占用料の徴収事務の遅延に係る指導事項が1件（1機関）ありました。

このように、平成28年度は、延べ18建設事務所（全13建設事務所中11所）に対する指摘事項等があり、その結果、占用料の徴収事務の未実施により生じた未徴収額は、合計 74,341,694円、そのうち時効成立による徴収不能額は、合計 43,080,505円となっています。

また、徴収可能額の中には、未だ徴収手続が完了していないものもあります。

なお、最近の定期監査結果をみると、占用料の徴収事務の遅延や督促状の未発付等について、平成24年度以降、毎年、いくつかの建設事務所において指摘事項等がありました。

こうした状況を踏まえ、監査委員の意見（1件）として次の対応を求めています。（「第4 監査委員の意見」の「5 部局ごとの意見」参照）

○ 河川・道路占用料の徴収漏れ等の再発防止

再発防止のため、定期的に事務の執行状況調査を実施するほか、システムの再構築やマニュアルの見直し等により適正な事務処理体制を確立すること。また、徴収可能額の早期収入に努めること

(3) 前年度に引き続き指摘事項及び指導事項となったもの

最近の定期監査結果から、同内容の指摘事項等が毎年引き続いて見受けられる実態があり、平成27年度の監査委員の意見において、「前年度に指導事項とされた不適正な事務処理について、同様の不適正な事務処理を繰り返していた機関があったことを重く受け止め、（中略）担当者任せにせず、組織をあげて、会計事務の適正な執行に向けて取り組む」よう求めたところです。

この観点から本年度の結果をみると、平成26年度から引き続いて27年度に指摘事項等となっていた7項目のうち、「行政財産の使用許可に係る管理経費の徴収事務の遅延したもの」など3項目について平成28年度はみられず、また、同一機関において2年連続で同内容の指摘事項等となった事例もなくなるなど、一定の改善の状況がうかがえます。

しかしながら、平成28年度も、機関を異にするとはいえ、27年度から引き続いて指摘事項等となったものが7項目ありました。（次表）

この7項目について、該当する機関数でみると、平成27年度の16機関から28年度は23機関に増加しており、特に「支出負担行為時に出納機関の事前審査を受けていないもの」は、2機関から11機関へ大幅な増加となるなど、誠に遺憾です。

こうした状況を踏まえ、監査委員の意見（2件）として次の対応を求めています。（「第4 監査委員の意見」の「1 コンプライアンスの徹底と一層の推進についての意見」参照）

① コンプライアンスの推進にあたって

他機関に係るものも含めて、監査結果を真摯に受け止め「自分事化」して取り組むこと

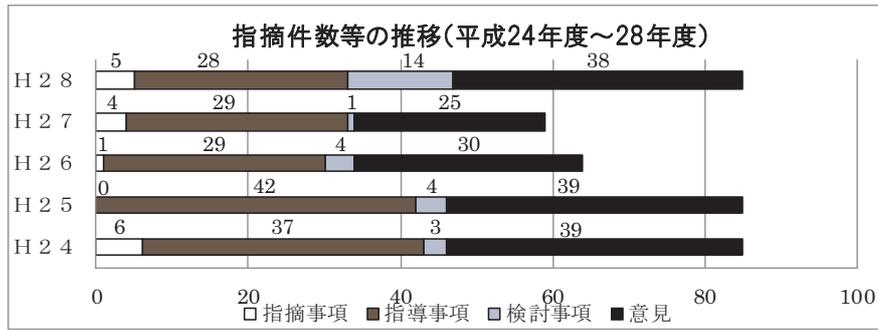
② 会計事務の適切な執行に向けた指導体制の強化

会計事務に携わる職員への指導体制の強化と意識の啓発を図ること

(機関数)

指摘事項・指導事項の項目	27年度	28年度
ア 支出負担行為時に出納機関の事前審査を受けていないもの	2	11
イ 職員旅費を重複支給したもの	5	5
ウ 補助金を過交付したもの	3	3
エ 行政財産の使用許可に係る使用料の徴収事務が遅延したもの	2	1
オ 契約保証金の免除を誤っていたもの	2	1
カ 河川・道路占用料の徴収事務が遅延したもの（年度内に全額徴収）	1	1
キ 給付完了検査における検査調書が未作成であったもの	1	1
計	16	23

(参考)



第3 指摘事項・指導事項・検討事項

1 指摘事項

【一般会計・特別会計】

分類	指 摘 事 項 (分 類 コ ー ド)	機関名		
収入事務 3件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの (130)			
	(1) 河川占用料の徴収事務の未実施 河川占用料について、毎年度、4月30日までに徴収すべきところ、長期にわたり架空地線等に関する徴収事務を行っていなかったため、未徴収となっていた。 また、未徴収額の一部は時効成立により徴収不能となった。	佐久建設事務所 上田建設事務所 諏訪建設事務所 伊那建設事務所 飯田建設事務所 松本建設事務所 大町建設事務所 千曲建設事務所 須坂建設事務所 長野建設事務所 北信建設事務所		
	(単位：円)			
		未徴収額	徴収可能額	徴収不能額
	佐久建設事務所	2,243,846	1,249,461	994,385
	上田建設事務所	2,310,963	778,510	1,532,453
	諏訪建設事務所	368,570	246,800	121,770
	伊那建設事務所	318,121	168,872	149,249
	飯田建設事務所	1,300,849	657,659	643,190
	松本建設事務所	26,389,125	8,838,619	17,550,506
	大町建設事務所	1,243,795	723,464	520,331
	千曲建設事務所	49,754	9,780	39,974
	須坂建設事務所	169,052	168,782	270
	長野建設事務所	6,456,113	2,921,808	3,534,305
北信建設事務所	10,484,071	3,249,274	7,234,797	
合 計	51,334,259	19,013,029	32,321,230	
	(注) 徴収不能額は、徴収権が消滅(5年経過)しているもの			

(2) 道路占用料の徴収事務の未実施

道路占用料について、毎年度、4月30日までに徴収すべきところ、長期にわたり徴収事務を行っていなかったため、未徴収となっていた。

また、未徴収額の一部は時効成立により徴収不能となった。

- ・地下埋設ガス管に係るもの

(単位：円)

佐久建設事務所

	未徴収額	徴収した額	徴収不能額
佐久建設事務所	22,366,120	11,756,911	10,609,209

(注) 徴収不能額は、徴収権が消滅(5年経過)しているもの

- ・電線共同溝に係るもの

(単位：円)

佐久建設事務所

	未徴収額	徴収可能額	徴収不能額
佐久建設事務所	122,236	122,236	0
伊那建設事務所	67,632	34,212	33,420
飯田建設事務所	234,541	234,541	0
松本建設事務所	141,568	46,194	95,374
北信建設事務所	75,338	54,066	21,272
合計	641,315	491,249	150,066

伊那建設事務所

飯田建設事務所

松本建設事務所

北信建設事務所

(注) 徴収不能額は、徴収権が消滅(5年経過)しているもの

(3) 行政財産使用許可の未処理及び使用料徴収事務の遅延

行政財産の目的外使用許可において、使用許可期間が平成27年3月31日までとなっていた合同庁舎内の全ての入居団体(14団体)の事務室等使用許可申請について、使用許可の更新を行っていなかった。

使用料については、平成27年4月30日までに徴収すべきところ、一年以上経過した平成28年5月に徴収していた。

また、平成28年度についても、使用許可をすることなく、使用料を徴収しており、平成28年4月30日までに徴収すべきところ、5月に徴収していた。

北安曇地方事務所
地域政策課

支出事務
1件

1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの(386)

所得税の納期限後納付による延滞税の発生

源泉徴収した所得税(66,655円：3件)について、源泉徴収した月の翌月(平成26年5月)10日までに税務署へ納付すべきところ、平成27年2月に納付したため、延滞税1,200円が生じた。

財産活用課

補助金事務
1件

1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの(430)

補助金の過交付

「みんなで支える里山整備事業」補助金について、補助対象外の事業に対して交付決定したため、過交付となった。

- ・木曾地方事務所 林務課(平成26年度)
交付決定額 343,000円 過交付額 343,000円
- ・松本地方事務所 林務課(平成27年度)
交付決定額 1,919,800円 過交付額 101,500円

木曾地方事務所
林務課

松本地方事務所
林務課

2 指導事項

【一般会計・特別会計】

分類	指導事項 (分類コード)	機関名
収入事務 3件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの (130)	
	(1) 道路占用料の徴収事務の遅延 道路占用料について、占用期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の占用料は、当該年度の4月30日までに徴収すべきところ、一部の占用許可物件 2,434,043円について、12月に徴収していた。	諏訪建設事務所
	(2) 督促状の発付遅延 生活保護費返還金の徴収事務において、納期限までに納入されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発すべきところ、これを行わず、まとめて行っていた。 平成27年4月～11月分 116件 督促状送付日 27.12.28 平成27年12月～平成28年3月分 111件 督促状送付日 28. 5.20	伊那保健福祉事務所
	(3) 現金払込みの遅延 現金を直接収納した場合において、即日または特別の理由があるときは収納の日から5日以内に指定金融機関へ払い込むべきところ、5日を超えて払い込んでいた。 ・諏訪保健福祉事務所 保健所手数料(諸証明) 1件 1,200円 収納日 27. 8. 7 払込日 27.12. 2 ・松本保健福祉事務所 雑入(抑留犬返還等費用) 1件 4,900円 収納日 27. 9. 4 払込日 27. 9.14	諏訪保健福祉事務所 松本保健福祉事務所
契約事務 8件	1 契約書又は請書を作成していないもの (210)	
	(1) 契約書及び検査調書の未作成 「手術用埋没材料の購入」(契約額1,129,492円)について、契約書を作成すべきところ、売買契約書を作成していなかった。 また、給付完了確認後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。	総合リハビリテーションセンター
	(2) 契約書の未作成 「防火戸改修工事」(契約額1,242,000円)について、契約書を作成すべきところ、請負契約書を省略し請書を徴していた。	屋代高等学校
	2 契約書等の記載内容に不備があるもの (220)	
	契約条件の不記載 契約書において、契約保証金を免除する場合、契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を契約の条件とすべきところ、「県庁舎等通信設備保全業務委託」(契約額 20,088,000円)及び「県庁舎等電気・衛生設備管理業務委託」(契約額 32,400,000円)について、委託業務契約書に契約条件を記載していなかった。	財産活用課
	3 随意契約の理由が適切でないもの (230)	
	競争入札の未実施及び出納員の事前審査未了 需用費による「体育館照明器具取替(修繕)」(契約額837,000円)について、予定価格が100万円を超えていたことから、競争入札とすべきところ、随意契約としていた。 また、出納員の事前審査を受けていなかった。	白馬高等学校
4 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの (260)		
指名競争入札における入札手続の不備 「空調設備等保守点検業務委託」(契約額1,339,200円)の指名競争入札の実施において、再度入札の時点で入札参加者が1者となったため、指名替えを行い改めて入札を行うべきところ、1者で入札を継続し契約していた。	環境保全研究所	

5 その他契約に関する事務処理が適切でないもの (270)		
(1) 入札参加資格の誤認 建設工事の契約において、入札参加資格要件として「機械器具設置工事」に係る技術者資格を求めていたところ、落札候補者が提示した資格の審査を十分に行わないまま契約を締結していた。 【工事等監査】		北信地方事務所 農地整備課
(2) 当初契約における必要工期の不足 「平成26年度防災・安全交付金(地すべり対策)」(契約額4,903,200円)について、標準的な工期として約80日必要であり年度末の入札であることから、早期に繰越承認を得るか、債務負担行為を設定するなどにより、適切な工期を確保して契約すべきところ、当初工期を4日で契約していた。 【工事等監査】		長野建設事務所
(3) 契約保証金の誤免除 「平成27年度県単道路橋梁維持(小破修繕)、防災・安全交付金(修繕)災害防除(国道)合併工事」(当初契約額24,721,200円)について、契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回にわたって履行した実績がないことから、契約保証金を納付させるべきところ、これを免除していた。 【工事等監査】		長野建設事務所
1 旅費の返納又は追給を要するもの (321)		
旅費の重複支給 職員の旅費について、7件 42,250円を重複支給していた。 ・文化政策課 (1件 17,400円) ・特別支援教育課 (1件 2,040円) ・松本保健福祉事務所 (1件 5,400円) ・東信教育事務所 (2件 3,360円) ・飯田高等学校 (2件 14,050円)		文化政策課 特別支援教育課 松本保健福祉事務所 東信教育事務所 飯田高等学校
2 その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの (322)		
旅行日前の旅費精算 職員の旅費精算について、旅行日以降に精算請求すべきところ、旅行日前に請求(事後請求・確定精算請求)を行い、支給していた。 ・こども・家庭課(事後請求) (1件 1,200円) ・伊那養護学校(確定精算請求) (4件 4,500円)		こども・家庭課 伊那養護学校
3 工事請負費の執行が適切でないもの (331)		
下請人変更に係る理由の未確認 「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札」で発注した工事では、公告で定めた下請要件において、下請人を変更する場合は理由が必要であるところ、その理由を確認しないまま下請人の変更を認めていた。 【工事等監査】		北信地方事務所 農地整備課
4 委託料の執行が適切でないもの (341)		
契約期間終了後の業務委託 単価契約による「警察学校刈草等収集・運搬及び処分業務委託」において、委託契約期間終了後のため、別途契約すべきところ、当初の契約により業務を委託していた。(委託料 80,784円)		警察学校

<p>支出事務 11件</p>	<p>5 事前審査に関する事務処理が適切でないもの (384)</p> <p>(1) 当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下伊那地方事務所林務課 補助林道整備事業補助金 交付決定額 1,600,000円 鳥獣被害防止総合支援事業(補助金) 交付決定額 3,500,000円 ・長野地方事務所林務課 平成27年度カラマツ採種園造成事業第1号(委託料) 契約額 1,598,400円 ・上田保健福祉事務所 公衆浴場設備改善事業補助金 交付決定額 1,703,500円 ・松本建設事務所 平成27年度県単道路改築工事に係る用地取得(公有財産購入費) 契約額 32,864,160円 <p style="text-align: right;">【工事等監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡谷警察署 門扉取替修理(需用費) 契約額 1,317,600円 交通信号機車両感知器取替修理(需用費) 契約額 1,944,000円 ・交通機動隊 警察機動センターキュービクル内の高圧機器取替修繕(需用費) 契約額 1,512,000円 	<p>下伊那地方事務所 林務課</p> <p>長野地方事務所 林務課</p> <p>上田保健福祉事務所</p> <p>松本建設事務所</p> <p>岡谷警察署</p> <p>交通機動隊</p>
	<p>(2) 支出負担行為の変更時における事前審査未了 委託料、工事請負費及び交付金について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本空港管理事務所 空港内消防及び警備業務委託(委託料) 当初契約額 31,892,400円(事前審査済) 変更契約額 32,981,040円(事前審査未了) 航空灯火、電源施設保守管理及び監視業務委託(委託料) 当初契約額 26,244,000円(事前審査済) 変更契約額 27,108,000円(事前審査未了) ・佐久地方事務所農政課 農村活性化支援事業交付金 交付決定額 54,063,000円(事前審査済) 変更交付決定額 39,441,000円(事前審査未了) ・伊那建設事務所 平成27年度県単道路橋梁維持(災害関連)工事(工事請負費) 当初契約額 36,936,000円(事前審査済) 1回目変更契約額 40,381,200円(事前審査済) 2回目変更契約額 41,331,600円(事前審査済) 3回目変更契約額 41,558,400円(事前審査未了) <p style="text-align: right;">【工事等監査】</p>	<p>松本空港管理事務所</p> <p>佐久地方事務所 農政課</p> <p>伊那建設事務所</p>

(3) 当初及び変更支出負担行為時における事前審査未了

工事請負費及び補助金について、財務規則第64条及び第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。

・下伊那地方事務所林務課

野生鳥獣総合管理対策事業（補助金）

交付決定額 1,331,000円（事前審査未了）

変更交付決定額 1,416,500円（事前審査未了）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（補助金）9件

（内訳）

（単位：円）

	交付決定額 （事前審査未了）	変更交付決定額 （事前審査未了）
①	8,070,000	6,871,000
②	3,168,000	3,160,000
③	2,342,000	4,120,000
④	827,000 （100万円未満不要）	2,584,000
⑤	781,000 （100万円未満不要）	1,784,000
⑥	2,755,000	3,856,000
⑦	1,010,000	1,064,000
⑧	1,148,000	1,672,000
⑨	4,190,000	2,509,000

・長野建設事務所

平成27年度県単道橋梁維持（小破修繕）、防災・安全交付金（修繕）

災害防除（国道）合併工事（工事請負費）

当初契約額 14,796,000円（事前審査未了）

変更契約額 24,721,200円（事前審査未了）

【工事等監査】

下伊那地方事務所
林務課

長野建設事務所

6 その他支出に関する事務処理が適切でないもの（386）

(1) 職員の立替え払い

公共料金等自動口座振替払において、電気料金を指定口座から自動振替により支出していたが、平成27年4月及び5月の2か月分616円について、前渡資金を指定口座へ入金する事務を行わず、担当職員が自費により立て替えて支払っていた。

諏訪地方事務所
建築課

(2) 見積書等の未徴取

需用費による庁舎等の修繕において、「センター冷暖房機修繕（7号室外機）」（支出金額831,600円）及び「センター空調機7系統圧縮機修繕」（支出金額999,000円）については、見積書を徴取し、随意契約等を実施すべきところ、請求のあったとき支出負担行為の整理をすることができる経費として支出していた。

動物愛護センター

(3) 負担金の不十分な審査

長野県高等学校文化・芸術フェスティバル共催負担金（4,445,000円）の交付決定において、同フェスティバル実施細則に基づいて県負担対象経費の審査を行うべきところ、十分な審査を行わず、対象外経費を含めて交付決定していた。

なお、実施報告においては、実施細則に基づいて対象経費が計上されていた。

教学指導課

(4) 支出負担行為に係る関係書類の不備

需用費による職員宿舎の風呂釜修繕（1件30万円未満の修繕：4件）において、契約の相手方が提出する納品書等又は予算執行者が作成する伺い簿等によって契約金額及び給付の内容を明らかにすべきところ、この事務を行っていない。

明科高等学校

補助金事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの(430)	
	補助金の過交付 農業経営基盤強化資金に係る平成27年度下半期利子助成事業において、利子助成率の変更を確認しなかったため、助成金20円の過交付となった。	長野地方事務所 農政課
財産管理事務 4件	1 その他財産に関する事務処理が適切でないもの(540)	
	(1) 普通財産の貸付事務の未実施 普通財産管理において、電柱等に係る貸付事務を平成27年度まで行っていなかった。	
	・職員課 平成5年度に取得した職員宿舍土地には、この時点で既に電柱等(本柱1本及び支線1本)が設置されていたにもかかわらず、貸付事務を行っていなかった。 (貸付けを行ってれば徴収できた貸付料 66,200円(H5.11~H27.12))	職員課
	・建築住宅課 平成16年度に管理を開始した県有地には、この時点で既に電柱等(本柱1本及び支線1本)が設置されていたにもかかわらず、貸付事務を行っていなかった。 (貸付けを行ってれば徴収できた貸付料 33,750円(H16.4~H27.6))	建築住宅課
	・東信教育事務所 平成12年度に取得した職員宿舍土地には、この時点で既に電柱等(支線2本)が設置されていたにもかかわらず、貸付事務を行っていなかった。 (貸付けを行ってれば徴収できた貸付料 43,750円(H13.3~H27.9))	東信教育事務所
(2) 行政財産使用許可簿の未整備 県営林内の電柱等の設置に係る行政財産の使用許可について、使用許可権者として、県営林の管理等に関する規程に定める様式により行政財産使用許可簿を備え付けておくべきところ、これを備え付けていなかった。	上伊那地方事務所 林務課 長野地方事務所 林務課	
(3) 備品の所在の未確認 備品の管理において、所管している絵画等16点について、所在を確認していなかった。	財産活用課	
(4) 基金管理簿の未整備 「清水朝恵」特別支援学校学習環境整備基金について、財産管理者として基金管理簿を備え付けておくべきところ、これを備え付けていなかった。	特別支援教育課	

【企業特別会計】

分類	指 導 事 項 (分 類 コ ー ド)	機 関 名
契約事務 1件	1 その他契約に関する事務処理が適切でないもの(270)	
	入札参加資格の誤認 建設工事の契約において、入札参加資格要件として「電気通信工事」に係る技術者資格を求めていたところ、落札候補者が提示した他の資格を当該資格と誤認して契約を締結していた。 【工事等監査】	南信発電管理事務所

3 検討事項

分類	検 討 事 項	機関名			
契約事務	1 大町合同庁舎の設備管理に係る契約の適正化について	北安曇地方事務所 地域政策課			
	<p>大町合同庁舎の管理については、北安曇地方事務所地域政策課が担当し設備管理業務委託契約を行っています。</p> <p>同庁舎内の大町保健福祉事務所が勤務時間外に暖房設備運転が必要となった際、保健福祉事務所が地方事務所委託業者と暖房設備運転の別途契約を行い、運転実施及び支払いをしていました。庁舎管理及び設備管理業務は地方事務所の業務であることから、勤務時間外の庁舎利用も想定した契約内容について検討してください。</p>				
支出事務	1 ホームページを活用したふるさと信州寄付金の募集等の適切な運用について	税務課			
	<p>ふるさと信州寄付金について、サイト運営と寄付金管理業務を一体的に行えるようホームページのリニューアルを委託しました。平成27年度中に委託業務が完了しましたが、県側の準備に時間がかかり、平成28年10月末に一部を除き運用開始となりました。</p> <p>ホームページを活用した寄付金の募集及びそれに付随する業務について、適切な運用を検討してください。</p>				
	2 スクールカウンセラーの予算の有効活用について	心の支援課 教育事務所			
<p>スクールカウンセラー事業は、児童生徒の悩みに対して、適切かつ迅速に対応し安心して学習に取り組むことができるよう、臨床心理士などの専門家を派遣するものです。</p> <p>本事業の執行に当たっては、心の支援課から教育事務所ごとに学校でスクールカウンセラーを利用できる時間を配分し、各所では、その時間の範囲内で、スクールカウンセラーを各校に派遣しています。</p> <p>派遣要請は年々増加しており、学校によっては年度途中で配分された時間では不足し、追加の相談時間の確保や年間の相談時間の調整に苦慮しているという状況も見受けられました。</p> <p>その一方、平成27年度決算では、不用額は859万余円と多額であったので、これを有効活用する必要があります。</p> <p>心の支援課、教育事務所、学校の3者が連携を密にし、執行状況や要望の把握といった面で、きめ細かく対応できる体制を整えることによって、現場の状況に応じた事業執行を図るよう検討してください。</p> <p>また、複数の学校で要望があった場合にスクールカウンセラーが不足しているため派遣することができないということがないよう、人数の確保も検討してください。</p>					
不用額の推移 (単位：千円、%)					
年度	平成23	24	25	26	27
予算額 a	126,912	123,226	130,979	131,249	149,985
決算額 b	123,513	119,996	124,569	127,259	141,392
不用額 a - b = c	3,399	3,230	6,410	3,990	8,593
不執行率 c / a * 100	2.7	2.6	4.9	3.0	5.7

1 「地域発 元気づくり支援金」の予算の有効活用等について

(1) 予算の有効活用

「地域発 元気づくり支援金」については、予算額を上回る要望が寄せられ、全ての要望に応えることができない一方で、決算では、結果的に多額の不用額が生じています。

平成27年度の地方事務所別の状況は、次表のとおりです。

(単位:千円、件、%)

地方事務所	予算 額(a)	要望		採択		決算		不用額 (a)-(b)-(c)	不執行率 (c)/(a)*100
		事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額(b)		
佐久	93,810	83	124,980	60	93,697	59	86,270	7,540	8.0
上小	71,770	48	112,105	42	71,764	40	58,768	13,002	18.1
諏訪	59,660	55	87,336	45	59,660	45	55,025	4,635	7.8
上伊那	75,540	71	128,368	55	74,917	55	65,273	10,267	13.6
下伊那	111,800	115	200,344	89	111,800	89	105,946	5,854	5.2
木曾	66,400	57	90,800	51	66,254	50	62,067	4,333	6.5
松本	127,500	151	196,328	96	127,500	95	119,281	8,219	6.4
北安曇	56,240	48	94,275	40	56,240	40	50,488	5,752	10.2
長野	127,500	117	187,442	82	127,497	80	112,501	14,999	11.8
北信	59,780	43	79,056	37	59,780	37	58,662	1,118	1.9
計	850,000	788	1,301,034	597	849,109	590	774,281	75,719	8.9

不用額の状況を見ると、ここ数年、毎年のように7～8千万円もの予算が不執行となっています(次表参照)。

(単位:千円、%)

年度	平成23	24	25	26	27
予算額 a	1,000,000	1,000,000	850,000	850,000	850,000
決算額 b	911,990	910,258	779,881	781,525	774,281
不用額 a-b=c	88,010	89,742	70,119	68,475	75,719
不執行率 c/a*100	8.8	9.0	8.2	8.1	8.9

補助金事務

地域振興課

地方事務所
地域政策課

不用額を縮減するためには、事業の中止や事業内容の変更等を含めた事業の実施状況を適宜把握し、状況に応じて変更交付決定をしておくことが重要です。その上で、例えば、

- ・事情により不用となった額を追加募集の原資に充てる
- ・予算の都合で採択とならなかった事業の中から追加採択の候補をあらかじめ選定しておく、不用額等を充てて追加で採択する
- ・地方事務所間で不用額を融通し合う

などの対応策が考えられます。

また、不用額の活用によって新たに事業を採択する可能性があることについて事業者の理解を得ることも含めて、日ごろから事業者との連絡を密にすることが大切です。

なるべく多くの事業要望に応えるため、不用額を縮減し、予算を効率的に執行する取組を検討してください。

(2) 事務負担の軽減

支援金は、住民協働で、自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対し支援することを目的としています。

監査を行った中で、複数の団体から、事務負担の軽減についての意見をいただきました。

例えば、申請時においては、事業計画書に「モデル的で発展性のある事業である理由」や「できるだけ数値化した事業効果」などを記載しますが、記載内容に一定程度の熟度が求められること、また、事業実施中においては、補助対象外の収入支出についても詳細な記録を求められることなど、事務負担が大きいという意見がありました。

こうした意見は、公共的団体(NPO法人、地域づくり団体など)に多いように思われます。

県民の貴重な税金を充てて行う事業ですから、公平・公正の確保のため一定の手続が必要なこととはもちろんですが、事務の負担が、住民協働による地域の元気を生み出すための取組を阻害する要因とならないよう配慮することも大切です。

については、支援金の事務手続に関する意見や要望を、申請団体等から幅広く聴取した上で、事務負担の軽減について検討してください。

	<p>2 結核健康診断事業補助金交付要綱における軽微な変更の取扱いについて</p> <p>結核健康診断事業補助金交付要綱においては、「交付額の増額を伴わない軽微な変更」については変更申請の手続を要しないこととしています。</p> <p>伊那保健福祉事務所では、当初決定額を約34%減とする減額について、軽微な変更として変更申請を不要としていました。これは、平成25年6月に当時の健康長寿課の担当者に確認した際の、「仮に半減する場合であっても軽微な変更として処理してよい」旨の回答に基づく対応です。</p> <p>これらの場合について、文理解釈上「軽微な変更」と認めるには無理がありますので、この取扱いの適否を検討してください。</p>	保健・疾病対策課
財産管理事務	<p>1 阿智村^{こか}伍和地区産業廃棄物処理施設用地の効率的な管理について</p> <p>阿智村伍和地区産業廃棄物処理施設用地の管理については、下伊那地方事務所で専任の嘱託員を配置する一方、資源循環推進課で行政財産の使用許可や草刈り等の維持管理業務の委託事務を行っています。</p> <p>この委託業務の完了等確認のために同課職員が現地へ出張するなど、非効率な業務が生じていることから、本用地に係る対応を地方事務所に一元化するなど、業務の効率化について検討してください。</p>	資源循環推進課
	<p>2 部局の連携によるドローンの有効活用について</p> <p>環境部は、廃棄物不適正処理防止策としてヘリコプターによるスカイパトロールを実施していますが、他県ではドローンによる不法投棄監視を行っている事例があります。</p> <p>については、平成27年度に建設部が導入したドローンは、建設部以外の利用も可能となっていますので、有効活用について検討してください。</p>	資源循環推進課
	<p>3 県営林に係る行政財産使用許可簿の整備の徹底について</p> <p>県営林における行政財産の使用許可については、権限が地方事務所長に委任され、使用許可簿は、県営林の管理等に関する規程第19条により、財務規則の様式に代えて同規程に定める様式により備え付けることとしていますが、複数の地方事務所において、当該使用許可簿を備え付けていませんでした。</p> <p>については、地方事務所における当該使用許可簿の整備の徹底について検討してください。</p>	森林づくり推進課
	<p>4 「体験の森・森林科学館」の移管について</p> <p>「体験の森・森林科学館」は、土地を王滝村から借り受けて県が建物を建設したのですが、同村に無償で管理委託しています。</p> <p>隣接する村施設「森林学習体験館」と一体のものとして利用されている実情であることから、同村への移管を検討してください。</p>	木曾地方事務所 林務課
	<p>5 大^{おおならかわ}槽川見張小屋の存続について</p> <p>大槽川見張小屋（白馬村北城地籍）は、土砂災害等の発生時の現場事務所兼宿泊施設として設置したのですが、最近では（少なくとも5年以上）、設置目的での使用実績はなく、専ら設計書やボーリングコアなどの資料の保管場所として使用しています。</p> <p>施設を管理する姫川砂防事務所では、大規模災害の発生等の緊急事態に備え、いつでも現場事務所として使用することができる状態を維持するため、電気、ガス、上下水道の供給契約を継続し、基本料金を支払い続けていますが、本来の目的での使用実績が何年もなく、今後使用する可能性もはっきりしない現状では、見張小屋として維持する必要があるのか疑問です。</p> <p>については、見張小屋としての存続及び電気等の供給契約の継続について検討してください。</p>	姫川砂防事務所
	<p>6 土地の適正な管理・処分について</p> <p>普通財産である土地について、「公民館敷地」「駐車場敷地」として1年間の貸付期間を毎年更新して、長期間貸し付けているケースがありました。</p> <p>職員住宅敷地として活用しない土地について、境界確定等が困難な事例もありますが、相手方との交渉に努めるとともに、「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に沿い、適正な管理・処分を検討してください。</p>	保健厚生課

7 土地及び建物の適正な借受料の設定について

土地及び建物の借受けについては、「借受不動産に係る事務の取扱いについて（昭和52年3月25日付51管第183号総務部長通知）」（以下この項目及び「5 部局ごとの意見」中「6 借受料の見直し」において「借受不動産通知」という。）において、従前から有償で借り受けているものについては、相手方と毎年度協議し、当該不動産又は近傍類似地の課税標準額など必要な事項を確認のうえ、翌年度から適正な借受料又は軽減された借受料に変更するように通知しています。

しかしながら、本年度の定期監査において、課税標準額等から算出される適正な借受料と乖離していると認められる契約が見受けられました。

については、借受料の適正化を図るため、改めて借受不動産通知を周知徹底してください。

また、借受不動産通知を踏まえて、貸主と値下げ交渉を行っているものの、応じてもらえない事例もあります。

複数年借り受ける不動産については、定期的に適正な借受料に変更できるようにすることが必要と考えます。少なくとも、今後新たに土地等を借り受ける場合の契約においては、契約書に借受料の改定に関する規定を盛り込むことができるよう、借受不動産通知の改正についても検討してください。

財産活用課

1 市町村振興資金貸付金のあり方について

(1) 貸付制度のあり方

市町村振興資金貸付金の近年の貸付実績を見ると、対象事業の見直しを行った平成21年度以降、実績のない年が目立ち、実績があっても年1～3団体程度で、貸付金額も24年度を除いて予算額の半分にも満たないなど、ここ数年低調に推移しています（次表参照）。

(単位:団体 千円)

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27
貸付団体数	13	3	0	1	1	0	0	1
貸付金額	347,000	27,600	0	11,700	50,300	0	0	40,000
予 算 額	350,000	150,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

については、制度のあり方について検討してください。

(2) 歳入歳出差引額の適正化

市町村振興資金貸付金特別会計の決算額の過去5か年の推移は、次表のとおりです。

(単位:千円)

年 度	平成23	24	25	26	27
貸付金元利収入	600,428	595,855	362,102	277,464	189,538
繰 越 金	237,946	188,051	252,293	154,102	199,750
歳 入 合 計	838,374	783,906	614,395	431,567	389,287
貸 付 金	11,700	50,300	0	0	40,000
繰 出 金	638,623	481,313	460,293	231,817	189,487
歳 出 合 計	650,323	531,613	460,293	231,817	229,487
歳入歳出差引額	188,051	252,293	154,102	199,750	159,800

(注)表示単位未満を四捨五入

歳入歳出差引額（翌年度への繰越額）は、貸付実績を大きく上回る状況が続いており、適正な額なのか疑問です。

については、歳入歳出差引額の一般会計への繰出し等による繰越額の適正化を図るよう検討してください。

市町村課

その他

2 農政部所管の特別会計に係る歳入歳出差引額の適正化について

(1) 農業改良資金特別会計

農業者への貸付金の償還期間は最長12年（うち据置期間 最長5年）であるのに対して、国からの借入金の償還期間は21年（うち据置期間 10年）となっています。

また、農業者には繰上償還を認めているのに対して、国への返還は約定償還分のみとなっています。

このため、多額の資金が特別会計内に滞留しています（決算額の過去5か年の推移は、次表のとおり）。無利息とはいえ、資金の有効活用という観点からも、このような現状は好ましいものではないと考えられます。

(単位:千円)

年 度	平成23	24	25	26	27
歳入決算額	450,336	463,274	317,583	250,545	291,976
歳出決算額	119,965	292,374	163,492	74,520	66,984
歳入歳出差引額	330,371	170,900	154,091	176,025	224,992

(注)表示単位未満を四捨五入

については、他県において国への繰上償還や県の一般会計への繰出しをした事例もあるとのことですから、こうした先行事例も参考にしながら、歳入歳出差引額の適正化について検討してください。

農村振興課

(2) 漁業改善資金特別会計

漁業改善資金特別会計の歳入歳出差引額には、法令に基づきこれまでに漁業者から徴収した違約金の留保分が含まれていますが、留保の目的が明確に定められているわけではありません（決算額の過去5か年の推移は、次表のとおり）。

(単位:千円)

年 度	平成23	24	25	26	27
歳入決算額	1,148	1,208	1,188	1,168	1,168
歳出決算額	181	261	240	241	220
歳入歳出差引額	967	947	947	927	947
違約金留保分	707	707	707	707	707

(注)表示単位未満を四捨五入

については、歳入歳出差引額の適正化について検討してください。

4 指摘事項、指導事項及び検討事項の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に努力を要するもの								
(121) 使用料の算定を誤っていたもの								
(122) 貸付料の算定を誤っていたもの								
(123) 管理経費の算定を誤っていたもの								
(124) 調定の時期が適切でないもの								
(125) その他調定等に関する事務処理が適切でないもの								
(130) その他収入に関する事務処理が適切でないもの	3	3		6				
小計	3	3	0	6	0	0	0	0
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書を作成していないもの		2		2				
(220) 契約書等の記載内容に不備があるもの		1		1				
(230) 随意契約の理由等が適切でないもの		1		1				
(240) 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの								
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの								
(260) 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(270) その他契約に関する事務処理が適切でないもの		3		3		1		1
小計	0	8	1	9	0	1	0	1
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの								
(312) その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		1		1				
(322) その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(331) 工事請負費の執行が適切でないもの		1		1				
(341) 委託料の執行が適切でないもの		1		1				
(351) 役務費、使用料の執行が適切でないもの								
(361) 備品購入費の執行が適切でないもの								
(371) 需用費の執行が適切でないもの								
(381) 予算執行が効率的・計画的でないもの								
(382) 支出科目が適切でないもの								
(383) 支出負担行為の時期が適切でないもの								
(384) 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		3		3				
(385) 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの								
(386) その他支出に関する事務処理が適切でないもの	1	4		5				
小計	1	11	2	14	0	0	0	0
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理が適切でないもの								
(420) 実績報告書の提出が遅いもの								
(430) その他補助金に関する事務処理が適切でないもの	1	1		2				
小計	1	1	2	4	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの								
(530) 財産の有効利用等の努力を要するもの								
(540) その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		4		4				
小計	0	4	7	11	0	0	0	0
6 その他	0	0	2	2	0	0	0	0
合計	5	27	14	46	0	1	0	1

第4 監査委員の意見

1 コンプライアンスの徹底と一層の推進についての意見

監 査 委 員 の 意 見

1 コンプライアンスの推進にあたって

大北森林組合等に対して長期間にわたり財務関係法令を逸脱した補助金交付事務を行っていたことが明らかになったことから、これを契機として、県組織全体の法令遵守体制を確立し、取組を確実に実行することにより、職員の意識を高め、財務関係法令を逸脱する行為がなされることのないよう徹底することを昨年度の定期監査結果報告で求めました。

これを受けて県では、本年を「コンプライアンス元年」と位置付け、「意識改革」「組織風土改革」「しごと改革」に組織をあげて取り組んでいます。法令等を形式的に遵守するにとどまらず、一歩進んでその背景にある社会の要請や県民の期待にしっかりと応えることをコンプライアンス推進の根底にすえ、時には従来からの制度や運用を見直すことも視野に入れたこの取組を注目しています。

監査においても、その職務の中で本年度は特に行財政運営における3E、すなわち経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の観点を重視して取り組んでまいりました。本年度の定期監査結果報告においても、その成果として検討事項等を盛り込んだところです。

県ではコンプライアンス推進のキーワードを「自分事化」としています。各部局、各職員においては、他機関に係るものも含めてこの監査結果を真摯に受け止め、県民のための「意識改革」「組織風土改革」「しごと改革」を一層推進するよう強く要望します。

(所管機関：人事課)

2 法令遵守体制の確立と徹底

県組織全体の法令遵守体制を確立し、徹底するよう昨年度の定期監査結果報告で求めた後においても、長期間にわたるガス事業者や電力会社などに対する道路占用料・河川占用料の徴収漏れなどの不適切な事務処理が新たに明らかになったことは誠に遺憾です。

その一方で、事案の発覚を受けて、組織をあげて徹底的に調査を行い、その状況を積極的に公表していることは、今後の再発防止の取組や職員のコンプライアンス意識の向上につながるものであり評価できます。

引き続き法令遵守体制の確立に向けて、なお一層の改善・改革を進め、徹底することにより、不祥事の未然防止を図り、県民から信頼される組織づくりに努めてください。

(所管機関：人事課)

3 会計事務の適切な執行に向けた指導体制の強化

今年度の監査では、指摘事項が5件、指導事項が28件と、過去5年間でみてもほぼ横ばいで推移している状況です。また、前年度と同じような内容での指摘・指導事項が7項目ありました。このようなことは会計事務の適切な執行に関する職員の意識が不十分と言わざるを得ません。

会計局では、会計事務の指導や検査、財務会計事務専門研修などを行い、職員の会計事務処理能力の向上に努めていますが、支出負担行為における出納機関の事前審査を受けていなかったり、給付完了検査における検査調書が未作成であるなど会計事務の不適切な事例が毎年発生しています。

平成27年10月に新たに「補助金等会計審査マニュアル」を作成し、補助金等事務の適切かつ正確な執行に努めていますが、会計事務に携わる職員の知識定着や、支出事務の最後の砦としての出納員の更なる資質向上のため、より一層成果が上がるよう取り組んでください。

また、今年度は同一部局の複数の機関で同じような不適切な事務処理が認められました。各部局においても、このような事案が生じないように、組織として会計事務に対する意識の啓発を図るとともに適切な執行に努めてください。

(所管機関：会計局 各部局主管課 警察本部)

2 大北森林組合の補助金不適正受給に関する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 債権の計画的かつ早期の回収等

(1) 債権の計画的な回収

県は、大北森林組合に対し平成28年2月16日までに、8億7,359万余円の交付決定を取り消し、返還請求(以下「債権額」という。)しましたが、3月に1,000万円の返済があり、返済後の債権額は8億6,359万余円となりました。

その後、平成28年9月12日には、国庫へ組合分として7億491万余円(国への支払いの全体額は11億1,600万余円)を返還し、これにあわせて組合への未請求分629万余円を新たに返還請求したことにより、債権額は8億6,988万余円となりました。

組合は、抜本的経営改善方針(平成28年7月27日策定)において、「事業経営計画」及び「補助金等返還計画」を、平成29年1月までに県へ提出するとしています。

県としては、組合の返還額が多額に上ることから随時組合側と連絡をとり、実現可能で県民の理解が得られるような早期の返還計画が策定されるよう取り組んでください。また、計画策定後は、債権の計画的な回収に努めてください。組合の経営の健全化のため、事業の経営状況等を随時把握し、必要に応じて指導助言などを行ってください。

(所管機関：林務部 北安曇地方事務所林務課)

(2) 加算金等付帯債権の取扱いの検討

本債権に係る金額は、債権額と付帯債権額(延滞金、加算金)に分けて管理しています。

付帯債権額のうち、延滞金は履行期限の延長処分をした時点で確定していますが、加算金は債権額が全て納入された後でなければ確定しません。弁済金は債権額から充当するため、延滞金や加算金は完済後請求することになりますが、これら付帯債権額の取扱いについて、十分検討を重ねた上で、法令等に則り適切な対応を行うようにしてください。

(所管機関：林務部 北安曇地方事務所林務課)

(3) 国庫補助金返還等への対応の着実な実行

県は、国に対して国庫補助金の返還を行う中で、このうち組合に対して返還請求できないものについて以下のとおり対応することとしています。

ア 国と県との時効の対象範囲の相違により組合へ補助金返還請求ができないもの

組合等や元専務に対して、民法上可能な限り損害賠償請求を行う。

イ 不用萌芽除去と指導監督費

県職員の誤った指導により実施した事業や、県が行う指導に対する補助であり、損害賠償請求ができないため、懲戒処分対象職員の給与減額等に加え、旅費その他の事務的経費の削減により平成29年度までの2年間で対応する。

ウ 加算金

補助事業者に対する指導監督の不備により補助金適正化法に基づき県に対して課せられたものであるため、県としては、二度とこうした事案を起こさないという強い決意で「しごと改革」を断行し、加算金相当額以上の人件費を平成30年度までに削減する。

また、これらの経費削減にとどまらず更なる県費の削減及び収入確保のため、全ての職員が自らの問題と捉え、県組織全体として、業務の進め方やルールの見直しを通じた人件費削減など徹底した「しごと改革」を断行し、行政コストを削減するとともに、職員の努力による収入の確保に取り組み、その結果を公表するとしています。

県民はこのような取組を注視していますので、方針に則り確実に成果を上げるようにしてください。

(所管機関：人事課 行政改革課 林務部)

2 県民への説明責任

大北森林組合が長期にわたり補助金を不正に受給してきた事案は、その返還請求額も8億円を超え多額であることから、県民の関心は非常に高いものがあります。事案の概要、県の対応状況、返還に向けた状況、損害賠償への取組や加算金の取扱いなど、情報を県民は求めていると考えられ、県としてはこれに応えていかねばなりません。

現在は、林務部のホームページにおいて、検証委員会の報告書、組合への補助金返還請求の経過、職員懲戒処分、国庫補助金の返還、再発防止などについての情報を掲載していますが、経過や対応状況など事案の全体像や最新の状況に関しては、わかりやすさの点において十分ではないと考えます。

概要や進捗状況などについて、ホームページ等を活用して、県民向けにわかりやすく丁寧な情報提供を行い、説明責任を果たしてください。

(所管機関：林務部)

3 適切な担保

林務部では、地方自治法施行令第171条の6第1項第1号の規定（債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき）により、履行期限の延長を行い、財務規則第256条第1項の規定により、土地・建物を担保として提供させました。

しかしながら、担保として提供された不動産の担保価値は、平成27年度の組合の貸借対照表で2,500万円程度で、債権額の8億6,988万余円とは大きな乖離があります。財務規則第256条第3項では、財産管理者は、担保が十分でない認めるときは増担保の提供等を求めなければならないとしています。

このようなことから、大北森林組合の経営状況を常に注視しながら、現在提供されている担保が適正であるかどうか随時判断し、必要な増担保の提供を受けるようにしてください。

(所管機関：林務部 北安曇地方事務所林務課)

4 林務部コンプライアンス推進行動計画の実践

林務部では、大北森林組合に対して長期間にわたり財務関係法令を逸脱した補助金交付事務を行い、県民の林務行政に対する信頼を大きく裏切る結果となったことを深く反省し、林務部職員が一丸となって取り組むべき行動を示した「林務部コンプライアンス推進行動計画」を、平成27年10月27日付けで策定しました。

平成27年度は、「職員の資質向上とコンプライアンス意識の向上」「組織として不適正な行為を未然に防止するためのチェック体制の構築や林務部の組織風土の改革」「事務事業の適正化」「森林組合の内部管理体制整備を促進するための指導監督の強化」について、様々な研修を実施すると同時に制度や運用の見直しを行うなど具体的な取組を実施しました。

取組に対する評価としては、林務部職員のコンプライアンス意識改革に向けて、事案の「自分事化」に取り組み、造林補助事業等の制度運用や森林組合指導監督の見直しの方向付けができたところですが、一方で「長野県森林づくりアクションプラン」の平成28年度以降の目標設定は、地域ごとの実行能力の把握等に時間を要するなど、行動計画の当初スケジュールから遅れている取組項目もみられます。

こうした評価を踏まえて、平成28年度は「林務行政の信頼回復に向けた林務部改革の推進」「二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの定着」「森林組合の内部管理体制の整備促進」の3項目について具体的な取組事項を決めて、現在重点的に取り組んでいるところです。

林務部においては、この取組結果についても詳細な検証を加え、なお一層の組織風土改革と適正な事業の推進に努めねばなりません。課題となる事項についてはどこにその原因があったのか、どう改善し、どのように行動すればいいのかなど十分な評価を行い、必要に応じて行動計画を見直すとともに、確実に実践していくことを求めます。

(所管機関：林務部)

3 大北森林組合以外の補助金不適正受給に関する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 収入未済の解消と早期の返還請求

ひふみ林業に返還請求している造林関係補助金が収入未済となっていますので、相手方と協議を進め早期の回収に努めてください。また、市町村（大町市・池田町・松川村・白馬村）に対する間接補助金で、未だ返還請求をしていないものがありますので、時効に配慮しながら関係市町村と協議を進め、早期に返還請求をしてください。

(所管機関：林務部 北安曇地方事務所林務課)

2 加算金の取扱いの検討

造林関係補助金について、県への返還額が確定した佐久森林組合及び松本広域森林組合に対して、平成28年9月12日に補助金の返還請求を行い、それぞれ納入後、加算金についても請求し既に納付されています。

しかしながら、平成27年度に返還を受けた^{ふたえむかえ}二重向地区森林整備協議会及び^{はくぼきりくほ}白馬切久保地区森林整備協議会については、加算金を請求しておらず、現段階ではこのように取り扱いに相違がありますが、両協議会の加算金が確定してから、7か月以上経過していますので、早期に取扱いを決定する必要があります。

請求の取扱いにおいて、公平性・公正性を欠くことのないよう、十分検討を重ねた上で、法令等に則り適切な対応を行ってください。

(所管機関：林務部 北安曇地方事務所林務課)

4 各部署に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 税外収入未済額の解消

平成27年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」とおおりです。その総額は25億7,094万余円で、前年度に比べ8,763万余円（3.5%）の増加となっており、なお一層の税外収入未済額の縮減に努める必要があります。

（税外収入未済額の推移）

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,570,943,542円	2,483,304,662円	87,638,880円	103.5%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は17億7,600万余円で、前年度に比べ302万余円（0.2%）の増加となっています。

（継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移）

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	前年度比
※印の付いた 税外収入未済額 の計	1,776,002,172円	1,772,973,236円	3,028,936円	100.2%

（上記税外収入未済額の処理状況）

過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
127,116,553円	20,057,384円	0円	150,202,873円	3,028,936円

税外収入未済額は依然として多額であり、中には年々増加の一途をたどる貸付金もあります。さらに、本年度新たに未収金となったものがあり、これについても早期回収に向けた対策を講じていく必要があります。このため、引き続き平成26年3月に長野県税外収入未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めるとともに、減少していない未収金にあっては、それぞれの機関において、その取組のあり方の検証も含めて対応策を講じてください。

また、民間債権回収事業者への未収金回収等業務の委託の取組は、県営住宅使用料等において滞納額が前年度より減少するなど一定の効果が認められることから、未実施の機関については導入を検討するとともに、既に導入している機関はその拡充を図るなど、未収金回収に向けた有効な対策を実施してください。

（注）これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したものについては、「5 部署ごとの意見」において個別に記載してあります。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	機関名	債権名	収入未済額(円)
総務部	税務課	県税付帯債権(延滞金等)	94,193,638 ★公
県民文化部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金※	77,199,827 ★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金※	20,584,950 *公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金※ (特)	273,127,923 私
健康福祉部	医療推進課	看護職員修学資金貸付金※	10,696,033 私
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金※	2,788,147 ★公
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金※ (特)	8,548,870 私
	伊那保健福祉事務所	公衆浴場設備改善事業補助金	3,352,705 *公
	総合リハビリテーションセンター 保健福祉事務所	施設使用料 生活保護費 未熟児養育医療一部負担金 他	3,811,450 私 25,977,883 ★*公 777,442
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	275,142,188 *公
産業労働部	産業立地・経営支援課	県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金	55,812,200 私
	産業立地・経営支援課	不法占有に係る賃料相当額	71,052,201 私
	産業立地・経営支援課	建物収去土地明渡等請求事件に係る執行費用等	59,009,853 *公
	産業立地・経営支援課	高度化資金貸付金※ (特)	781,049,239 私
	産業立地・経営支援課	設備近代化資金貸付金 (特) コモンズ新産業創出事業助成金	34,761,966 私 388,719 私
農政部	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	25,464,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	5,171,975 私
	松本地方事務所農地整備課	入札保証金	1,751,006 私
林務部	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金※ (特)	16,030,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,161,578 私
	北安曇地方事務所林務課	森林造成事業補助金返還請求額	15,021,100 *公
建設部	建築住宅課	県営住宅使用料※	142,790,512 私
	建築住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料※	1,271,380 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金※	109,466,505 私
	松本建設事務所	契約解除に伴う補償金	99,521,879 私
	上田建設事務所	河川占用料	14,339,620 ★公
	北信建設事務所	復旧工事原因者負担金	3,711,000 *公
	地方事務所建築課 建設事務所	県営住宅一時使用料 契約解除に伴う違約金 他	1,006,520 *公 1,707,666
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金※	1,625,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金※	151,848,952 私
	高校教育課	高等学校等奨学資金貸付金※ (特)	137,329,057 私
	高等学校	高等学校等遠距離通学費貸付金※ (特)	38,142,256 私
		高等学校授業料※ 契約解除に伴う違約金 他	3,502,591 *公 804,781 私
	計		2,570,943,542

※: 貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

特: 特別会計に係る貸付金などの債権

★公: 県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

*公: 県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私: 県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

2 物品購入における競争性の確保と経費節減努力

財務規則第136条の2では、10万円未満の物品購入については一者随契も可能になっていますが、複数業者からの見積徴取や単価契約の導入など、様々な工夫を凝らして経費節減に取り組んでいる機関がありました。その一方で、多くの機関ではほとんどの物品を一者随契により、特定業者から購入している状況が見受けられました。ルール違反ではないとしても、経費節減に向けて意欲を持って取り組んでほしいものです。

また、同様の物品を購入する際は、計画的にまとめた上で10万円以上となった場合は、公募型見積合わせにより調達することが望ましいところですが、短期間に複数回にわたり10万円未満で購入している事例も散見されました。

経費の節減努力については、「平成26年度 定期監査の結果に関する報告」においても、競争性を確保する工夫の必要性について意見を述べていますが、現状では、それが反映されていない結果となっています。

この際、購入する物品等は、県民の貴重な税金で賄われているということと、改めて認識し、経済的に有利となる物品購入に向けた取組を積極的に推進してください。

(所管機関：各部局主管課 警察本部)

3 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成27年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告等があったものが、57件、1,510万余円となっており、前年度と比較して、金額では299万余円減少しているものの、件数では12件増加しており、人身事故も4件増加しています。また、損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も必要になっています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが安全運転に努め、事故防止に留意するとともに、職場ごとに安全運転の取組方法を工夫することにより法令遵守の徹底を図ってください。

(交通事故に係る損害賠償件数及び賠償額)

区 分	平成27年度	平成26年度	前年度比
件数	57件	45件	126.7%
うち人身事故件数	11件	7件	157.1%
賠償額	15,103,487円	18,101,010円	83.4%

(所管機関：人事課 警察本部)

5 部局ごとの意見

部局等	監 査 委 員 の 意 見					所管機関
総務部	1 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 なお、縮減に向けて、より効果的な方策を実施してください。					税務課
	区 分	平成27年度末	平成26年度末	増 減 額	前年度比	
	県税付帯債権(延滞金等)	94,193,638円	83,823,236円	10,370,402円	112.4%	
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
県税付帯債権(延滞金等)	5,198,231円	4,083,680円	2円	19,652,315円	10,370,402円	
県民文化部	2 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 なお、縮減に向けて、より効果的な方策を実施してください。					こども・家庭課
	区 分	平成27年度末	平成26年度末	増 減 額	前年度比	
	児童扶養手当過払返納金	20,584,950円	17,710,930円	2,874,020円	116.2%	
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
児童扶養手当過払返納金	1,155,130円	0円	0円	4,029,150円	2,874,020円	
健康福祉部	3 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 なお、債権回収業者への委託など、より効果的な方策を実施してください。					医療推進課
	区 分	平成27年度末	平成26年度末	増 減 額	前年度比	
	看護職員修学資金貸付金	10,696,033円	7,792,333円	2,903,700円	137.3%	
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
看護職員修学資金貸付金	1,822,000円	0円	0円	4,725,700円	2,903,700円	
健康福祉部	4 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。 なお、縮減に向けて、より効果的な方策を実施してください。					障がい者支援課
	区 分	平成27年度末	平成26年度末	増 減 額	前年度比	
	社会福祉施設入所者負担金	2,788,147円	2,652,047円	136,100円	105.1%	
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
社会福祉施設入所者負担金	267,522円	26,400円	0円	430,022円	136,100円	

<p>教育委員会</p>	<p>5 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 なお、債権回収業者への委託の拡充など、より効果的な方策を継続的に実施してください。</p> <table border="1" data-bbox="323 268 1272 627"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成27年度末</th> <th>平成26年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>137,329,057円</td> <td>123,706,991円</td> <td>13,622,066円</td> <td>111.0%</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>38,142,256円</td> <td>36,422,604円</td> <td>1,719,652円</td> <td>104.7%</td> </tr> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>151,848,952円</td> <td>147,133,151円</td> <td>4,715,801円</td> <td>103.2%</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>1,625,000円</td> <td>1,366,000円</td> <td>259,000円</td> <td>119.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1" data-bbox="323 678 1272 1126"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>23,570,990円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>37,193,056円</td> <td>13,622,066円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>5,848,654円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>7,568,306円</td> <td>1,719,652円</td> </tr> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>4,564,330円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>9,280,131円</td> <td>4,715,801円</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>200,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>459,000円</td> <td>259,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成27年度末	平成26年度末	増 減 額	前年度比	高等学校等奨学金貸付金	137,329,057円	123,706,991円	13,622,066円	111.0%	高等学校等遠距離通学費貸付金	38,142,256円	36,422,604円	1,719,652円	104.7%	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	151,848,952円	147,133,151円	4,715,801円	103.2%	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,625,000円	1,366,000円	259,000円	119.0%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	高等学校等奨学金貸付金	23,570,990円	0円	0円	37,193,056円	13,622,066円	高等学校等遠距離通学費貸付金	5,848,654円	0円	0円	7,568,306円	1,719,652円	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	4,564,330円	0円	0円	9,280,131円	4,715,801円	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	200,000円	0円	0円	459,000円	259,000円	<p>高校教育課</p>
区 分	平成27年度末	平成26年度末	増 減 額	前年度比																																																								
高等学校等奨学金貸付金	137,329,057円	123,706,991円	13,622,066円	111.0%																																																								
高等学校等遠距離通学費貸付金	38,142,256円	36,422,604円	1,719,652円	104.7%																																																								
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	151,848,952円	147,133,151円	4,715,801円	103.2%																																																								
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,625,000円	1,366,000円	259,000円	119.0%																																																								
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																																																							
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																									
高等学校等奨学金貸付金	23,570,990円	0円	0円	37,193,056円	13,622,066円																																																							
高等学校等遠距離通学費貸付金	5,848,654円	0円	0円	7,568,306円	1,719,652円																																																							
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	4,564,330円	0円	0円	9,280,131円	4,715,801円																																																							
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	200,000円	0円	0円	459,000円	259,000円																																																							
<p>企画振興部 建設部 警察本部</p>	<p>6 借受料の見直し</p> <p>(1) 松本空港管理事務所では、管理事務所事務室及びVIP室185.25㎡について、月額で事務室等賃料を4,600円/㎡、管理費を3,100円/㎡で借受けており、毎月1,540,533円、年間18,486,396円を支出しています。空港建設費等をベースに松本空港ターミナルビル株式会社が設定している金額とはいえ、高額な借受料です。借受不動産通知に基づき、相手方と毎年度協議し、適正な借受料となるように見直しを行ってください。</p> <p>(2) 佐久建設事務所では、職員等が利用するための駐車場を民間から借り受けていますが、借受料は平成19年度に固定資産税課税標準額を基に算出した金額を参考に、1台2,500円～3,000円/月としています。 借受不動産通知に基づき、相手方と協議し、適正な借受料となるよう見直しを行ってください。また、利用されていないスペースもあることから借り受ける必要性についても精査してください。</p> <p>(3) 千曲警察署では、寂蒔職員宿舎敷地1,475.00㎡(約447坪)について、年間2,129,594円の借受料(約1,443円/㎡)を支払っています。この金額は平成2年4月1日に契約締結し、近傍実例価格から比準した価格により算定したもので住宅用地であるにもかかわらず、商業地を基準として決定しています。相手方と借受料の協議をする場合には、その土地が商業地であるか住宅地であるかを確認したうえで、その類似の土地の価格と比較するように改善してください。 また、借受不動産通知の改正を受け、平成24年度から単価交渉を行っていますが、現行借受料は、住宅用地の固定資産税課税標準額から算定する額とは乖離が見られることから、引き続き、適正な借受料となるよう交渉を継続してください。</p>	<p>交通政策課 松本空港管理事務所 佐久建設事務所 警察本部 千曲警察署</p>																																																										

<p>県民文化部</p>	<p>7 松本児童相談所の一時保護所の整備の推進</p> <p>一時保護所は、緊急に保護が必要な子どもを一時的に保護する施設でその重要性は増している状況であることから、部屋の改修など生活環境の整備を進めていく必要があります。</p> <p>松本児童相談所において、受け入れる子どもによっては個室が必要な場合がありますが、宿泊室数が足りないため他の児童福祉施設へ一時保護委託しているという実態や、教室が狭いためゆとりあるスペースでの学習ができないという居住・学習環境の改善の必要性が認められました。</p> <p>緊急に必要となった場合に施設が利用できなければ、福祉の充実が図られているとは言えないことから、現場の実態を随時把握し、計画的に整備を進めてください。</p>	<p>こども・家庭課 松本児童相談所</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>8 生活保護費返還金等の未収金等縮減対策</p> <p>伊那保健福祉事務所の生活保護費返還金については、平成27年度末債権で1,451万余円、税外未収金では1,264万余円となっており、合計2,716万余円と全保健福祉事務所の中で、最も多額の返還額（未収額）が生じているため、回収に向けた対応を推進する必要があります。</p> <p>しかしながら、納期限までに納入されなかった場合には、20日以内に督促状を発するという、返還を求める上で必要な徴収事務を行わなかったことに加え、滞納者から返還を求めために有効な個別訪問活動についても、十分になされていなかったという状況は誠に遺憾です。</p> <p>伊那保健福祉事務所は平成28年8月現在で、保護率が全保健福祉事務所の平均3.2パーミル[※]に対して3.7パーミルと高く、また、ケースワーカーの一人当たり担当世帯数は県平均の約1.6倍の47.6世帯となっています。</p> <p>所の実情を踏まえた上で、事務の改善を図り、体制を見直すなど効率的な事務の執行に努め、未収金等の縮減に向けて、職員が一丸となり、組織的に対応するようにしてください。</p> <p>(注) パーミル(%)：1000分の1を1とする単位(千分率)</p>	<p>伊那保健福祉事務所</p>
	<p>9 看護師等修学資金貸付金の適切な債権管理</p> <p>長野県看護職員修学資金貸付金は、看護職員を養成する学校等で専門知識を習得し、県内施設等において看護職員として従事しようとする者に貸与し、卒業後県内施設等に5年間勤務する場合などには返還を免除しますが、条件を満たさない場合は返還することになっています。</p> <p>返還対象か免除対象かの確認は、学校等から県に提出される書類により行っており、退学した場合には返還対象者に、卒業した場合はその直後の進路の状況により返還対象者又は免除対象者のいずれかに分類し、貸付金の債権管理をしています。</p> <p>卒業時に就業等により免除対象となった者については、就業後5年目になった時点で県から免除申請書の提出を求めています。その間に離職し、要件を欠いていたとしても確認できないため、適切な債権管理を行っているという難しい状況です。</p> <p>現在、貸付金の収入未済額が増加している状況を踏まえて、毎年度就業状況を確認するなどにより、債権管理を行うように努めてください。</p>	<p>医療推進課</p>
	<p>10 長野県森林づくりアクションプランの見直し</p> <p>「長野県森林づくりアクションプラン」は、平成23～32年度までの10年間で、特に重点を置いて実施すべき施策等の実行計画であり、その中のひとつとして「計画的な間伐の推進」を掲げ、地域資源の活用を向上させるために必要な民有林における間伐面積や搬出材積の数値目標を設定しています。</p> <p>従来、この間伐面積等の目標値は、森林簿データから機械的に抽出した情報で設定していたことから、過重な計画による無理な予算の執行が、補助金不適正受給をもたらした発端でした。</p> <p>こうしたことから、林務部では、現在、現地機関等と協力し、地域の実情を考慮して、間伐面積の目標値を設定していくとしています。</p> <p>設定された数値が実現可能なものかどうか慎重に精査した上で、必要に応じてアクションプランを見直し、それぞれの地域において適量で実効性のある森林整備事業を推進してください。</p>	

林務部	<p>11 長野県森林づくり県民税の有効活用</p> <p>県では、森林づくりの実施やその他の施策に要する経費の財源を確保するために、条例に基づき長野県森林づくり県民税を賦課徴収しています。</p> <p>平成26年度の個人、法人を合わせた税収額は、6億6,640万余円で、そのうち6億3,567万余円が事業に活用されています。</p> <p>しかしながら、平成27年度では、税収額は6億6,269万余円でしたが、活用額は4億3,996万余円にとどまり、2億2,000万円程度が活用されませんでした。</p> <p>本税は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、県民から貴重な財源をいただいているものですので県民にとって有効な事業を積極的かつ適正に推進するようにしてください。</p> <p>また、県民税は平成29年度をもって課税期間が満了しますが、その後について幅広い議論による検討を要望します。</p>	森林政策課
	<p>12 森林整備地域活動支援交付金事業の適正な執行</p> <p>「森林整備地域活動支援交付金事業」は、森林経営計画の作成促進や施業集約化の促進等を図ることを目的に、市町村等が行う事業に要する経費に対して交付するものです。</p> <p>これらの事業は、交付金等を交付した当該年度には、森林経営計画の策定や間伐が完了することを求めているが、翌年度又は森林経営計画期間内までに実施することとされていることが特徴です。</p> <p>このように、間伐等の実施が翌年度以降になるため、交付金等を交付した事業で計画された間伐等が、実際に行われたかどうかについて把握していく必要がありましたが、従来、十分に進捗管理を行わずに一部不適切な事業の執行を行っていたことが会計検査院から報告されました。そのため、平成28年度からは3種類の点検シート（A交付申請、B実績報告、C交付後要件）を用い、地方事務所、市町村（事業主体）、林業事業体（交付対象者）間で事業の進捗状況等を確認し合うように変更したとのことですので、事業が公正かつ円滑に推進できるよう、本点検シートを有効に活用し、複数の関係者間で情報を共有しながら、進捗管理を確実にい行い漏れないようにしてください。</p>	森林政策課 地方事務所 林務課
建設部	<p>13 河川・道路占用料の徴収漏れ等の再発防止</p> <p>建設事務所では、河川・道路占用料の未徴収事案が多数判明するとともに、長期にわたり未徴収となっていた事例もあり、累計金額はもとより時効により徴収不能となった金額も多額に上っています。また、毎年度、調定遅延等も発生しており誠に遺憾です。</p> <p>こういった事案の再発を防止するためには、建設事務所において随時調査を行うことはもとより、本庁においても定期的に事務の執行状況調査を実施し継続的にチェックしていくことが必要です。</p> <p>また、使用しているシステムは必要な情報を網羅しており利用しやすいものであるのか検証し再構築を図ること、初任者が見ても誤りが生じないわかりやすい事務処理マニュアルへ改訂すること、職員に対する研修が実践的なものとなるよう強化することなど適正な事務処理が確実に行える体制を確立してください。</p> <p>なお、徴収可能額については、相手方と折衝を進め早期の収入に努めてください。</p>	道路管理課 河川課 建設事務所

6 推奨事例

監 査 委 員 の 意 見

○ 他機関や民間との協働による効果的な事業実施

1 小・中学校生徒への防災学習支援<犀川砂防事務所>

近年、全国各地で自然災害（土砂災害）が多発している中、子どもたちが災害の恐ろしさと同時に避難行動へつながることの重要性を学ぶため、犀川砂防事務所では、管内の小中学校を対象に、土砂災害の発生前後の対応について、文部科学省が定める学習指導要領に則り学習支援をしています。

自然災害と地域特性に関連づけ「土砂災害防止教育」について、座学はもちろん、模型実験装置による疑似体験、砂防施設の見学等々を通じて土砂災害の恐ろしさ、災害時の避難の重要性を学ぶことを学校の指導計画に沿って、当事務所が学習支援をしていることは評価できます。今後とも、小・中学校の教師と密接な連携を重ねながら、より一層の展開を期待します。

なお、犀川砂防事務所の取組は、全国的にも優れた事例として「平成27年度国土交通省国土技術研究会」において事例発表し最優秀賞を受賞しています。

2 「ごみ無し地蔵」の設置<上小地方事務所環境課>

上小地域廃棄物不法投棄防止対策協議会（事務局：上小地方事務所環境課）では、ごみの不法投棄防止のため、平成25年度から地元の要請に基づき、ごみの不法投棄の多い場所に「ごみ無し地蔵」（間伐材を利用、長和町の個人がボランティアで制作）を設置しており、平成27年度は4体設置し、町村独自に設置したものを含め、平成27年度末で合計20体となっています。

「ごみ無し地蔵」の設置は、人間の良心に訴えることにより、不法投棄を防止するものであり、その効果が期待できることから、上小地域廃棄物不法投棄防止対策協議会では、今後も引き続き設置する予定です。

ごみの不法投棄防止という目的のため、地元の資源を活用して事業を実施し、その成果があることからさらに継続していることは、事業に関わる者の創意工夫と地元住民の協力によるものであり、ゼロ予算の取組事例としても評価できます。

3 E S C O事業導入による施設管理費及び温室効果ガス排出量の削減<文化政策課>

E S C O（energy service company）事業は、民間事業者が公共施設に省エネルギー設備を設置し、省エネルギーにより生じた削減コストを財源とした委託料収入で設備投資額の回収と一定の利益を確保するものです。民間事業者が省エネルギー効果を保証し、保証した省エネルギー効果が得られなかった場合は、民間事業者がその損失を補償することから、県では、省エネルギーによる経費節減とCO2削減を図ることができます。

ホクト文化ホールは平成21年度から、キッセイ文化ホールは平成26年度からそれぞれ実施し、継続して省エネルギーと経費削減目標を達成しており評価できます。

○ 収入確保及び収入増への効果が認められるもの

4 未収金の回収の促進<高校教育課>

平成26年10月から、高等学校奨学金等貸付金に係る未収金のうち、納期限から1年以上10年以下経過した債権について、債権回収業者に回収を委託しました。

委託前と比べ過年度未収金の収入額が1,400万余円増加していますので、委託の効果があつたと考えられ評価できます。

5 再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）対象外発電所の売電単価契約<企業局>

電力会社と平成28年度から31年度までは9.00円で売電単価契約を締結し、前年度の平均単価6.32円を大幅に上回ることができました。これは、今年度から従来の総括原価方式による価格設定が廃止されることに伴い、市場価格に基づいた料金設定とするよう、相手方と交渉を重ねた成果といえます。また、単価内訳についても、基本料金分を5割の4.5円としており、収入の安定性の確保にも努力していることは評価できます。

6 財産貸付等の未申請物件の把握<東信教育事務所>

職員住宅の修繕において、工事の進捗状況把握のため現地へ出向いた際、宿舍周辺の現況確認を実施したことで、普通財産貸付手続がないまま敷地に設置されている支線を発見しました。そのため設置者に対して、手続するよう指導し、貸付料の徴収を開始することができました。

このようなことは、普段から財産管理者として財産の状況を把握していたため成し得たことであり評価できます。

○ コスト削減の効果が認められるもの

7 コスト削減、資源の有効活用に向けた取組<企業局>

水道メーターは、計量法において検定有効期間が8年間と規定されています。検定期間満期を迎えるメーターについては、新品に交換し、引揚品については売払いをしていましたが、平成27年度からは外枠部分が使用可能なものについては、修理品として再利用することとしました。

これにより、新品を購入した場合と比較して試算で約640万円のコストを削減したほか、資源の有効活用、環境への配慮という面からも評価できます。

○ 事務ミス防止のための創意工夫が行われているもの

8 完了検査における独自のチェックシートの作成<北信教育事務所>

北信教育事務所では、寺社などの文化財を保存する目的でその修理などに交付する文化財保護事業補助金の完了検査に当たっては、必ず現地調査を実施し、検査項目に漏れを生じさせないよう、所で独自に作成した「文化財保護事業現地調査シート」を用いて詳細な検査を実施しています。このシートにより補助金事務に不慣れな者であっても、必要書類や確認すべき事項の把握が容易となるなど、適正な補助金の交付を行うために工夫していると認められます。

9 就学支援金の事務ミスの防止<赤穂高等学校>

就学支援金を受給するためには、保護者等からの申請書類の提出が必要です。さらに、新入学生については、入学時（前々年度所得確認）と6～7月（前年度所得確認）の2回、所得証明書の提出が必要となります。これらの手続きを円滑に進めるためには、制度等について保護者の理解が必要であることから、独自にフローチャートを作成し、保護者がフローに沿って要件の確認を行うことができるようにしています。また、記入済フローチャートの提出を求めることで、全生徒の状況を把握することができ、事務室での確認も容易になっています。多くの書類を短期間に処理することから統一した様式を定め、ミスの防止を図っていることは評価できます。

重点監査 (テーマ別監査)

テーマ1 補助金に係る検査事務の状況について

1 監査目的

造林関係補助金等において、長期間不適正な補助金交付事務が行われてきた事実が判明し、その原因のひとつとして、完了検査が十分に機能しなかったことがあげられます。

このような状況を受け、各部局において実施した補助金の検査事務の実態を調査し、検証することを目的に重点監査を実施しました。

2 監査対象機関

平成27年度において、運営費、イベント、調査などのソフト事業及び間接補助金を除く施設等の補助金（1件あたり100万円以上、複数年度にわたる事業は平成27年度が最終年度のものを）を交付した機関

〔 林務部関係機関については、補助金の検査方法の見直しを行っているところであり、その事業が監査対象となるのは平成29年度以降となるため、今回は除外しています。 〕

調査状況

区分	機関数	補助金数
本庁	16	132
現地機関	37	247
(うち地方事務所)	(29)	(226)
計	53	379

3 監査の視点(着眼点)

- ア 完了検査に係るマニュアル等はあるか。
- イ 完了検査の方法はマニュアル等に基づき適切か。
- ウ 完了検査はどのように行っているか。
- エ 添付書類はどのようなものか。
- オ 写真が添付されている場合、成果が確認できるものか。
- カ 内部牽制体制は構築されているか。

4 調査結果

ア、イ マニュアルの状況

区分	マニュアル活用補助金数
本庁	8
現地機関	47
(うち地方事務所)	(39)
計	55

ウ 完了検査の状況

現地調査実施	現地調査未実施
260	119

エ、オ 添付書類の状況

添付書類の状況 (対象補助金379)	添付あり	添付なし
支出が確認できる書類(領収書等)	305	74
工事請負等の契約書の写し	331	48
全景・主要部分(構造)の写真	356	23
事業主体が実施した検査結果調書の写し	310	69

カ 内部牽制体制

チェック体制	補助金数
複数の者によるチェック	379

5 監査委員の意見

補助金に係る検査事務は、それぞれの補助事業の内容により、必要書類・検査内容は様々です。しかしながら、検査事務は補助金の額の確定に不可欠なものであり、検査内容・検査方法が不明瞭であれば、補助金の執行全体に対する疑惑につながりかねません。今回の監査に関する具体的な意見は以下のとおりです。補助金所管部局においては、個別の補助金ごとに統一の検査基準を設けるべきと考えます。特に全地方事務所と同じ補助金を交付しており、統一基準がないため地方事務所に検査方法を任せているもの(例:地域発 元気づくり支援金、農業基盤整備促進事業、等)については、所管課において検査マニュアルの作成を検討してください。<対象:補助金所管部局、地域振興課、農地整備課>

ア、イ 統一マニュアルの作成

マニュアル等の基準により検査業務を実施した補助金は55件でした。マニュアル等を作成していない補助金は交付要領等に基づき各機関が必要事項を判断し検査していると思われませんが、検査する者により検査内容・結果に差異が生じないよう、補助金ごとに統一の検査基準を設けるべきと考えます。特に全地方事務所と同じ補助金を交付しており、統一基準がないため地方事務所に検査方法を任せているもの(例:地域発 元気づくり支援金、農業基盤整備促進事業、等)については、所管課において検査マニュアルの作成を検討してください。<対象:補助金所管部局、地域振興課、農地整備課>

なお、会計局では補助金事務の適正な執行に資するため「補助金等会計審査マニュアル」を作成し、多くの機関で活用しています。(推奨事例1)

ウ 現地調査の実施

現地調査の必要性は個々の補助金の状況により異なりますが、写真などにより確認できるものを除き、原則として補助金の成果を現地で確認することが望ましいと考えます。また、事業実施期間中においても現地で執行状況の確認をするなど、必要に応じて現地調査を実施し、形式的な検査とならないよう検討してください。<対象:補助金所管部局>

エ オ 添付書類の精査

添付書類のうち「事業主体が実施した検査結果調書」等について、事業主体の会計基準に基づき作成しない事例がありました。事業主体の会計基準等は尊重すべきですが、補助事業に関する事務については県の財務規則等に準じた会計処理を事業主体に求めるなど、必要な書類の作成や明確な補助事業の執行管理を事業主体が行うような方策を検討してください。

また、現地調査未実施の補助金のうち写真が未添付の補助金も散見されました。補助金の成果が実在しているかの確認は現地調査又は写真により実施すべきものと考えますので、必要に応じて補助金交付要領等の改正を行ってください。<対象:補助金所管部局>

カ 検査体制の整備

補助金の検査を担当者以外の者が実施するなど、複数の者による検査体制が全補助金で整っていました。また、関係する他課の職員に検査を依頼するなど創意工夫がなされた補助金がありました。(推奨事例2)

複数の者で事務を執行することにより、適法性の確保だけでなく、ミス防止や事務の遅延を防ぐこともできますので、その体制を継続してください。

推奨事例 1

平成27年10月に会計局が「補助金等会計審査マニュアル」を作成しました。このマニュアルは、補助金事務について必要な知識を体系的に整理したもので、出納機関において審査に携わる者はもとより、補助金事務担当者も活用できます。適正な補助金事務のための取組の一つとして評価できます。

推奨事例 2

社会福祉施設等整備事業補助金(健康福祉部所管)において、地方事務所建築課等でも検査を実施するよう定めています。当該補助金は建築の専門的知識が必要であり、関係機関の協力を得て検査を実施することは有益です。

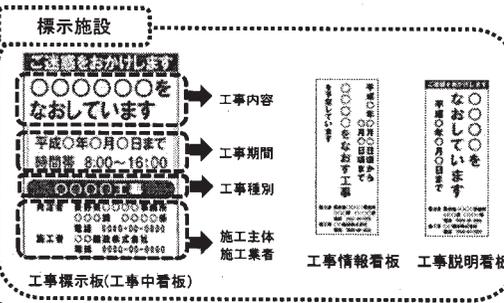
テーマ2 道路工事現場における情報提供について

1 監査目的

道路上で行われる工事に関する情報提供については、道路利用者等が最も知りたい「何のための工事か」、「いつになったら終わるのか」といった情報を、ひと目で理解できることが求められます。こうした観点から、国土交通省では標示施設の効果的な配置方法や、標示施設に記載する情報などについて、指針等を定めており、各工事現場ではこれに基づいて設置の判断をすることとしています。

道路利用者等への情報提供の状況を調査するとともに関連する交通誘導、渋滞対策及び苦情の状況を調査し、課題や傾向を事業主体に示すことにより改善等を促し、道路利用者等の満足度の向上を図ることを目的として重点監査を実施しました。

- #### 3 監査の視点(着眼点)
- ア 標示施設は設置されているか。
 - イ 標示施設の標示内容は適切か。
 - ウ 標示施設以外の情報提供はどのように行われているか。
 - エ 交通誘導はどのように行われているか。
 - オ 渋滞対策はどのように行われているか。
 - カ 苦情はあったのか。
 - キ 創意工夫の事例があるか。



2 監査対象

工事監査対象機関(35機関)が行った平成27年度に竣工した工事のうち以下の項目にいずれも該当する工事

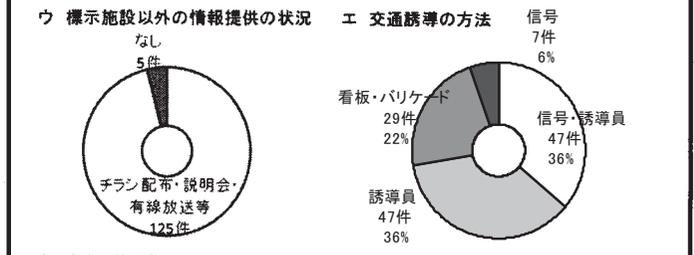
- (1) 道路法上の道路区域内で行われる工事(占用工事等も含む)で、通行規制を伴うもの又は道路幅員内※で行われるもの。ただし、道路区域外の工事であっても、頻繁な工事車両の出入り等、通行に著しい影響を及ぼす工事を含む
- (2) 最終の契約金額が次の額以上の工事
道路工事 : 60,000千円
道路工事以外の工事 : 30,000千円

※道路幅員内:中央帯、車道、路肩、植樹帯、歩道、環境施設帯等の幅員を合計した幅員

4 調査結果

ア、イ 標示施設による情報提供の状況 単位:件

区分	対象機関	対象工事	標示施設あり	標示施設なし
工事標示板	25	130	130	0
工事情報看板	25	130	55	75
工事説明看板	25	130	41	89



オ 渋滞対策の状況

区分	件数
誘導員配置や信号処理の工夫	18
他工区との連携	10
効果的な工事の周知(広報、看板の工夫)	8
2次製品や新技術などの施工の効率化	6
工事時間帯の配慮(夜間施工など)	3
仮設道路の工夫	1
計	46

カ 苦情の状況

区分	件数
なし	122
渋滞に関する事	3
通行規制期間の延長に関する事	3
出入りの確保に関する事	1
迂回路の案内に関する事	1
計	130



5 監査委員の意見

調査状況

区分	対象工事
対象機関	25機関
工事数	130件
契約額	15,477百万円

標示施設による情報提供は、指針等に基づき現場の実情に応じて適切に設置の判断がなされていることから、今後も標示施設の設置によって道路利用者等により丁寧でわかりやすい情報提供を行うように努めてください。

また、標示施設以外では、現場の状況に応じて必要な対応がとられていましたので引き続き適切に対応するよう努めてください。

<対象> 全ての工事監査対象機関及びその主管課>

ア 標示施設の設置状況

工事標示板は全ての工事で設置していただきましたので引き続きこの取組を進めてください。一方、工事情報看板75件、工事説明看板89件が未設置となっていました。この理由として歩道がなく設置スペースがないなどの理由によるものが見られましたが、歩行者(住民、通行者等)に丁寧でわかりやすく情報提供することは、公共工事に関する理解と協力を得るうえで重要な要素であると考えますので、歩行者の利用が見込まれる道路の工事などでは周辺環境や通行状況などを踏まえ、適切に設置するよう努めてください。

イ 標示施設の標示内容

標示施設の標示は指針等に基づき適切に行っていました。ただし、工事標示板の工事種別では工事種類を記載すべきところ、工事名を記載しているものが散見されました。丁寧でわかりやすく正確な情報を提供するよう努めてください。

ウ 標示施設以外の情報提供

山間部で近くに地域住民のいない工事などを除き、全ての工事でチラシ配布・回覧・地元説明などにより情報を提供していました。工事を円滑に進めるために理解と協力を得ることも重要ですので、引き続き取り組むようにしてください。

エ オ カ 交通誘導の手法、渋滞対策の状況、苦情の状況

交通状況や工事内容に応じ交通誘導員や信号などにより交通誘導を適切に行っていました。渋滞対策として交通誘導員の増員や信号処理などの工夫もみられました。苦情への対応も適切に行われていました。引き続き適切に対応するよう努めてください。

キ 創意工夫の事例

今後の予定、現在の進捗及び歩行者向けの迂回路の案内などの情報を提供している事例が見られました。また、インターネットによるリアルタイムの情報提供も見られました。こうした情報は、道路利用者等がもっとも知りたいことでもありますので、取組が広がるよう県下関係事務所においても実施することを望みます。

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
伊那弥生ヶ丘高等学校	平成28年2月9日
消防防災航空センター	平成28年2月9日
須坂警察署	平成28年2月10日
長野盲学校	平成28年2月10日
諏訪清陵高等学校(附属中学校)	平成28年2月15日
松本盲学校	平成28年2月15日
梓川高等学校	平成28年4月20日
松本県ヶ丘高等学校	平成28年4月20日
岡谷工業高等学校	平成28年4月27日
伊那家畜保健衛生所	平成28年4月27日
須坂看護専門学校	平成28年5月12日
須坂園芸高等学校	平成28年5月12日
須坂創成高等学校	平成28年5月12日
環境保全研究所	平成28年5月17日
鑑識課	平成28年5月17日
松本食肉衛生検査所	平成28年5月26日
松本児童相談所	平成28年5月26日
短期大学	平成28年5月31日
警察学校	平成28年5月31日
下高井農林高等学校	平成28年6月1日
飯山養護学校	平成28年6月1日
動物愛護センター	平成28年6月3日
望月高等学校	平成28年6月3日
岡谷技術専門学校	平成28年6月7日
福祉大学校	平成28年6月7日
犀川砂防事務所 *	平成28年6月9日
明科高等学校	平成28年6月9日
中信労政事務所	平成28年6月16日
松本空港管理事務所	平成28年6月16日
千曲警察署	平成28年6月21日
精神保健福祉センター	平成28年6月21日
監査委員事務局	平成28年6月21日
交通機動隊	平成28年6月30日
中信消費生活センター	平成28年6月30日
東信教育事務所	平成28年7月12日
赤穂高等学校	平成28年7月12日

下伊那農業高等学校	平成28年7月13日
北安曇地方事務所 *	平成28年7月14日
北安曇農業改良普及センター	平成28年7月14日
上小地方事務所 *	平成28年7月20日
上小農業改良普及センター	平成28年7月20日
文化政策課	平成28年7月22日
こども・家庭課	平成28年7月22日
県民協働課	平成28年7月25日
くらし安全・消費生活課	平成28年7月25日
秘書課	平成28年7月25日
人事課	平成28年7月25日
職員課	平成28年7月25日
総務事務課	平成28年7月25日
環境政策課	平成28年7月25日
自然保護課 *	平成28年7月25日
情報公開・法務課	平成28年7月27日
職員キャリア開発センター	平成28年7月27日
税務課	平成28年7月27日
県立大学設立準備課	平成28年7月27日
水大気環境課	平成28年7月27日
生活排水課	平成28年7月27日
資源循環推進課	平成28年7月27日
環境エネルギー課	平成28年7月27日
行政改革課	平成28年7月28日
次世代サポート課	平成28年7月28日
私学・高等教育課	平成28年7月28日
教育政策課	平成28年7月28日
特別支援教育課	平成28年7月28日
教学指導課	平成28年7月28日
心の支援課	平成28年7月28日
人権・男女共同参画課	平成28年8月1日
国際課	平成28年8月1日
健康福祉政策課	平成28年8月1日
医療推進課	平成28年8月1日
建設政策課	平成28年8月1日
建築住宅課 *	平成28年8月1日
施設課 *	平成28年8月1日
リニア整備推進局	平成28年8月1日
健康増進課	平成28年8月2日

(注) *印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

保健・疾病対策課	平成28年8月2日	人材育成課	平成28年8月22日
介護支援課	平成28年8月2日	労働雇用課	平成28年8月22日
障がい者支援課	平成28年8月2日	産業立地・経営支援課	平成28年8月22日
保健厚生課	平成28年8月2日	警察本部	平成28年8月22日
道路管理課	平成28年8月2日	佐久建設事務所	* 平成28年8月23日
都市・まちづくり課	平成28年8月2日	上田保健福祉事務所	平成28年8月23日
砂防課	平成28年8月2日	諏訪建設事務所	* 平成28年8月25日
財政課	平成28年8月4日	大町保健福祉事務所	平成28年8月25日
農業政策課	平成28年8月4日	白馬高等学校	平成28年8月25日
農業技術課	平成28年8月4日	安曇野建設事務所	* 平成28年8月30日
園芸畜産課	平成28年8月8日	松本筑摩高等学校	平成28年8月30日
農地整備課	平成28年8月8日	豊科高等学校	平成28年8月30日
農村振興課	平成28年8月8日	大町建設事務所	* 平成28年8月31日
高校教育課	平成28年8月8日	軽井沢高等学校	平成28年8月31日
文化財・生涯学習課	平成28年8月8日	佐久警察署	平成28年8月31日
河川課	平成28年8月8日	長野保健福祉事務所	平成28年9月2日
道路建設課	平成28年8月8日	総合リハビリテーションセンター	平成28年9月2日
議会事務局	平成28年8月9日	上田建設事務所	* 平成28年9月2日
地域福祉課	平成28年8月9日	長野地方事務所	* 平成28年9月6日
食品・生活衛生課	平成28年8月9日	長野農業改良普及センター	平成28年9月6日
薬事管理課	平成28年8月9日	北信会計センター	平成28年9月6日
スポーツ課	平成28年8月9日	木曾地方事務所	* 平成28年9月8日
義務教育課	平成28年8月9日	木曾農業改良普及センター	平成28年9月8日
山岳高原観光課	平成28年8月9日	木曾建設事務所	* 平成28年9月9日
観光誘客課	平成28年8月9日	木曾保健福祉事務所	平成28年9月9日
総合政策課	平成28年8月18日	林業大学校	平成28年9月9日
情報政策課	平成28年8月18日	上伊那地方事務所	* 平成28年9月13日
広報県民課	平成28年8月18日	上伊那農業改良普及センター	平成28年9月13日
森林政策課	平成28年8月18日	南信会計センター	平成28年9月13日
信州の木活用課	平成28年8月18日	伊那保健福祉事務所	平成28年9月14日
森林づくり推進課	平成28年8月18日	岡谷警察署	平成28年9月14日
市町村課	平成28年8月19日	伊那建設事務所	* 平成28年9月14日
地域振興課	平成28年8月19日		
交通政策課	平成28年8月19日		
財産活用課	平成28年8月19日		
産業政策課	平成28年8月19日		
ものづくり振興課	平成28年8月19日		
会計局	平成28年8月22日		
消防課	平成28年8月22日		
危機管理防災課	平成28年8月22日		

(2) 書面監査

監査実施機関名		
人事委員会事務局	長野技術専門校	中信会計センター
労働委員会事務局	松本技術専門校	南信教育事務所
佐久地方事務所 *	飯田技術専門校	中信教育事務所
諏訪地方事務所 *	佐久技術専門校	北信教育事務所
下伊那地方事務所 *	上松技術専門校	総合教育センター
松本地方事務所 *	東信労政事務所	県立長野図書館
北信地方事務所 *	南信労政事務所	県立歴史館
消防学校	北信労政事務所	体育センター
東京事務所	若年者就業サポートセンター	飯山高等学校
北信消費生活センター	信州首都圏総合活動拠点	中野立志館高等学校
南信消費生活センター	名古屋観光情報センター	中野西高等学校
東信消費生活センター	大阪観光情報センター	須坂商業高等学校
男女共同参画センター	農業大学校	須坂東高等学校
中央児童相談所	病虫害防除所	須坂高等学校
飯田児童相談所	佐久農業改良普及センター	北部高等学校
諏訪児童相談所	諏訪農業改良普及センター	長野吉田高等学校
佐久児童相談所	下伊那農業改良普及センター	長野高等学校
波田学院	松本農業改良普及センター	長野西高等学校
女性相談センター	北信農業改良普及センター	長野商業高等学校
佐久保健福祉事務所	農業試験場	長野東高等学校
諏訪保健福祉事務所	果樹試験場	長野工業高等学校
飯田保健福祉事務所	野菜花き試験場	長野南高等学校
松本保健福祉事務所	野菜花き試験場佐久支場	篠ノ井高等学校
北信保健福祉事務所	畜産試験場	更級農業高等学校
看護大学	南信農業試験場	松代高等学校
公衆衛生専門学校	水産試験場	屋代高等学校(附属中学校)
上田食肉衛生検査所	佐久家畜保健衛生所	屋代南高等学校
長野食肉衛生検査所	飯田家畜保健衛生所	坂城高等学校
千曲川流域下水道事務所 *	松本家畜保健衛生所	上田千曲高等学校
名古屋事務所	長野家畜保健衛生所	上田高等学校
大阪事務所	林業総合センター	上田染谷丘高等学校
計量検定所	飯田建設事務所 *	上田東高等学校
工業技術総合センター	松本建設事務所 *	丸子修学館高等学校
工業技術総合センター精密・電子技術部門	千曲建設事務所 *	東御清翔高等学校
工業技術総合センター環境・情報技術部門	須坂建設事務所 *	蓼科高等学校
工業技術総合センター食品技術部門	長野建設事務所 *	小諸商業高等学校
工科短期大学校	北信建設事務所 *	小諸高等学校
南信工科短期大学校	姫川砂防事務所 *	佐久平総合技術高等学校
	土尻川砂防事務所 *	岩村田高等学校
	東信会計センター	野沢北高等学校

野沢南高等学校	花田養護学校
小海高等学校	稲荷山養護学校
富士見高等学校	若槻養護学校
茅野高等学校	上田養護学校
諏訪実業高等学校	寿台養護学校
諏訪二葉高等学校	飯田養護学校
下諏訪向陽高等学校	安曇養護学校
岡谷東高等学校	小諸養護学校
岡谷南高等学校	木曾養護学校
辰野高等学校	長野中央警察署
箕輪進修高等学校	飯山警察署
上伊那農業高等学校	中野警察署
高速高等学校	長野南警察署
伊那北高等学校	上田警察署
駒ヶ根工業高等学校	小諸警察署
松川高等学校	軽井沢警察署
飯田高等学校	茅野警察署
飯田風越高等学校	諏訪警察署
飯田O I D E長姫高等学校	伊那警察署
阿智高等学校	駒ヶ根警察署
阿南高等学校	飯田警察署
蘇南高等学校	阿南警察署
木曾青峰高等学校	木曾警察署
塩尻志学館高等学校	塩尻警察署
田川高等学校	松本警察署
松本工業高等学校	安曇野警察署
松本美須ヶ丘高等学校	大町警察署
松本深志高等学校	科学捜査研究所
松本蟻ヶ崎高等学校	高速道路交通警察隊
南安曇農業高等学校	東北信運転免許課
穂高商業高等学校	中南信運転免許課
池田工業高等学校	機動隊
大町岳陽高等学校	機動捜査隊
長野ろう学校	自動車警ら隊
松本ろう学校	
長野養護学校	
伊那養護学校	
松本養護学校	
諏訪養護学校	

(注) 書面監査は、平成28年11月9日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
松塩水道用水管理事務所 *	平成28年7月12日
企業局	平成28年7月15日

(2) 書面監査

監査実施機関名
南信発電管理事務所 *
北信発電管理事務所 *
上田水道管理事務所 *
川中島水道管理事務所 *

(注) 書面監査は、平成28年11月9日までに終了しました。

監査委員事務局